

第2章 我が国における会計基礎教育の歴史

第1節 会計教育の開花と展開—明治時代—

工藤栄一郎

1 はじめに

周知のように、明治維新前後から、西洋における技術や社会制度や文化や思想にいたるまで非常に多くのものが紹介され、近代的な新国家建設を目指す日本および日本人は、その摂取に貪欲であった。とりわけその初期において近代化は西洋化と同意義であった。会計の技術とその知識、すなわち、会計に関する教育もこの潮流のなかに位置づけられる。したがって、一般的に、日本における会計技術と知識の普及については、明治時代からその考察をはじめることが多い。

だが、当然のことではあるが、近代以前において日本の商業はすでに盛んに発達しており、いくつかの商家においては高度に洗練され組織管理の目的に適合的な会計システムが機能していたことが実証されてもいる¹。庶民階級である商人は近世においてすでに文字の読み書きと計算能力を身につけており、彼らは独自の会計技術を有していたことになる。しかしながら、近世まで、会計に関する知識が社会に広く普及していたという事実は確認できない。つまり、実践される技術ではあっても、会計は、その知識が社会的に共有されているわけではなかったのである。

日本にとって、会計教育が社会的な存在となるのは、近代になって、西洋式の会計すなわち複式簿記が導入され、それに関連する教科書類が公刊され流通し、また、学校教育制度が整備されるにともなってからのことである。

本節では、このような歴史的事実を確認することで、日本において会計教育が社会的に広がり、また、その内容が標準化し制度化していく過程を検証することを目的としている。このような問題意識を開いていくにあたって、まずは、近代以前すなわち江戸時代における商人教育における会計の知識について見ていくことからはじめていくことにしよう。

2 閉ざされていた近世以前の会計教育

ここでは、江戸時代において、商人たちがどのようにして、商人として必要な知識や技術を身に付けていったか、そして会計教育はどのような状況にあったのかについて見ていく

¹ たとえば、小倉（1962）、河原（1977）、西川（1993）などがある。

くこととする。

江戸時代末期における日本人の識字率の高さは世界で類をみないほどであったという。支配階級であった武士だけにあてはまるではなく、都市に住む商人に対してだけでもなく、中層以上の農民ですら文字の読み書き能力を持っていたとされる。世の中にはあらゆる種類の本があふれ、庶民はそれらから生きていく上での知恵を学び、また人生を楽しんだのである。このように、17世紀以降において日本はすでに「文字社会」であったのである（辻本 2010）。

この時代に庶民階級によって書かれた文書資料は膨大な量にのぼるといわれている。とくに「民衆文書」と一括される、訴訟関係文書、売買・賃借・契約等の証文類、家計簿や商業帳簿、日記や手紙、それにメモなど、現存する資料はじつに多岐に及ぶ。それはあたかも、中世末期のイタリアの商業諸都市において「文書主義」の文化のなかにあった商人のすがたを彷彿とさせる。またこのような文字社会が成立する要因として、イタリア商業都市の場合と同様に、近世日本における商業・流通の発展とそれにともなう都市の形成をあげることができるだろう。

もっとも近世を文字社会として成立させることとなった直接の要素は、庶民に対する教育である。社会が商人に代表される庶民階層に文字の読み書き能力を要請し、それに応えるための教育システムが形成されたのである。一般に「寺子屋」²といわれる文字学習所がそれである。一概に寺子屋といっても、教育の質や内容、学習者の階層、教師の身分、運営や規模など、その実態はきわめて多様であった。しかし、文字の読みと書き、それにそろばんを用いた簡単な計算など初步的なリテラシーを身につけさせたことではほぼ共通している。近世になって数多く出現したこの普通初等教育機関で学んだのは、主として6、7歳から12、3歳くらいまでの庶民階層の子どもたちであった。寺子屋は全国的に出現しており³、江戸時代から明治初年に至るまでに、その数は総計で1万5千以上にものぼった（梅原 1988, 296-297頁）という。

² 寺子屋とは、文字どおり、本来的には中世の寺院において行われた世俗教育にその源があると考えられている。また、Dore (1965)によれば、寺子屋という呼称は主として関西以西におけるものであって、江戸では「手習所」と呼ばれていたという。

³ 寺子屋が全国規模で普及したことは事実であるが、もちろん地域によってその密度には差があった。梅原（1988）が明らかにした数字は明治時代に文部省によって実施された調査結果を公表した『日本教育史資料』に基づいているが、この調査自体の精密さに地域間でのばらつきがあつたりしたことが指摘されている。もちろん、地方都市でありながら非常に多くの寺子屋が存在した長野や岡山や山口などは、もともと教育熱心な風土があったとか、反対に有力な藩のひとつでありながら極端にその数が少ない鹿児島においては、人口に占める武士階級の比率が非常に高く、そもそも寺子屋での学習対象者である町人階層がきわめて少なかったなどという説明も可能である（梅原 1988, 298-299頁）。

寺子屋における教育の社会的要請が高かったのは、いうまでもなく都市においてである。江戸や大坂や京都などの大都市の寺子屋は規模も大きく、そこで教える教師たちは、それを専業とする者が普通であったという。この点においても、中世イタリアの商業都市における「知識」を「商品」として売る「商人としての教師」と類似している。

さて、庶民に対する教育機関として機能する寺子屋では、何がどのように教えられたのであろうか。もちろん、「読み・書き」であるので、字を書くことすなわち習字と、読むことすなわち読書であるが、ここで注目すべきはこれらを教育する際のメディア、すなわち、教科書類である。とくに重要なのは「往来物」と呼ばれる伝統的な教本である（石川 1988）。もともと、往来物という呼称は、上世すなわち平安時代後期以降に現れる往復書簡の形式をとった文例集に由来するが、その実態は、はじめから初步的な学習のための教科書として作成され編まれたものである。「いろは」から始まる文字習得の次の段階において、これら往来物を用いた教育が実施された。庶民階級の子どもたちは往来物を手本にして習字や読書をすることで用語・文章表現・書式などを学ぶと同時に、そこに書かれている内容について学習したのである。

つまり、往来物に記述されている内容は、日常生活で必要なさまざまな知識と社会生活上の礼儀や徳についてであった。代表的なものは南北朝末期から室町時代前期頃に成立したとされる『庭訓往来』である。そこには、衣食住・職業・領国経営・建築・司法・職分・仏教・武具・教養・療養など、多岐にわたる一般常識について記述されている。多くの単語と文例が学べるよう工夫されているだけでなく、絵による描写があるなどわかりやすさを追求している。『庭訓往来』は時代を超えた多くの普遍的な社会常識をその内容としているため江戸時代に入っても寺子屋の教本として用いられ続けた。

中世末期までに編まれた往来物（これらは「古往来」と称される（石川 1949）は、その長い歴史にもかかわらず現存が確認されるものは40ほどしかない。しかし、江戸時代になると、新たな往来物が次々と現れるようになる。

ここでの関心からとりあげるのは『商売往来』である。その冒頭はつぎの文言で始まる。

およそしょうぱいもちあつかう もじ いんずうやりとりのにつき しょうもんちゅうもんうけとりしちいれさんようちょうもくろく しきりのおぼえなり
凡商売持扱文字員数取遣之日記 証文注文請取質入算用帳目録 仕切之覚也

すべて漢文調（擬漢文体）で表記されているが、ひらがなが付され子供でも簡単に読み下せるように表記されている。全体的には、実際に商売を行う上で知っておくことが必要な用語や商品名などが羅列されるとともに、商人としてあるべき生活や心構えなどについて述べている（石川 1988）。

『商売往来』には、多くの版を重ねただけでなく、50種類以上にも及ぶ数多くの異版も

存在した。また、『増続商売往来』『新続商売往来』『女商売往来』『教化増補日用商売往来』などなど、類書や改纂本も多いという（仲 1949, 56 頁）。

また、商人になるにあたって必要な計算能力についての教科書としては『塵劫記』という教本がある。『塵劫記』で書かれている内容の多くは日常生活とくに商業生活に関連するものであり、これは商業算術書といえる。これも非常に長い間にわたって版を重ねただけでなく多くの異本や類書が現れた。

このように、近世においてはすでに商人に代表される庶民の教育メディアすなわち知識の伝達メディアとしての教科書類が社会のなかで一般化していた。この事実の背景には、近世の日本においては商業出版がすでに社会的装置として存在していたことがあげられる。最初に日本で書籍出版を専門の生業とした者は 17 世紀前期の京都においてである。そして 17 世紀の後期には大坂に、18 世紀の中期には江戸へと広がり、19 世紀までには地方都市にまで普及していたとされている（長友 2002）。また、標準化された書き言葉が実質的に確立し、これら近世の教育メディアによって全国的に普及していたことの意義も大きい。このように、寺子屋の普及と相まって商業出版が確立することで、近世日本における商人リテラシーに関連する「知識」の「商品化」は急激に促進された。

商人に必要な知識、すなわち、「読み・書き・そろばん」についての教育の社会的基盤は、近世の日本においては十分に整備されていた。しかしながら、驚くべきことに、「会計」に関する教育が社会的な規模でなされた痕跡を確認することはできない。ここでいう「社会的な規模での教育」とは、前述したように、寺子屋など実質的に存在した社会的な教育制度のなかで実践された教育のことを意味する。そして、そこでなされた「教育の痕跡」を確認する証拠として、『商売往来』や『塵劫記』などの教科書類が出版されたという事実を指している。ところが、会計については、これら教科書類の存在が確認されないので、このような意味での社会的な教育がなされていなかったといわざるを得ない。もちろん、商業上の実践的な知識やスキルは、徒弟制度のなかで個別的に伝達された。たとえば親方が弟子にある技術を伝達しようとする場合、そこでの教育のメディアは広い意味で「身体」ということになる（辻本 2010）。このようなマン・ツー・マンでの伝達のやり方では、技術に関して知識として表現される結果は一様ではないだろうし、その伝達の方法自体も伝達者と被伝達者の個性によっても様々なものとなるであろう。しかも、このやり方では一度に多数の相手に伝達することは容易ではない。これに対して、文字や言語によって表現されれば、ある技術は普遍化された知識となって存在することとなる。そして、それが社会的な教育機関で用いられると、知識の巨大な伝達装置となる。

少なくとも会計以外の基礎的なことがらに関しては、上述の商人教育制度のなかで実践されたことを考えると、会計に関する知識は社会的な規模での広がりがなかったことはた

いへん興味深い論点となる。

3 明治の新しい組織における会計技術の伝習と普及

(1) 政府組織における会計実践の導入

前述した、近世日本における教育の場の普及と教育メディアの一般化は、明治以降の近代にとっては貴重な遺産となった。教科書の存在によって、技術や文化や道徳に関する知識は社会的に標準化されて、しかも多数を相手に伝達することが可能となる。近代日本における教育制度の国家的整備は、この近世の豊かな成果を大きく受け継いで展開していくことになる。

明治維新と相前後して西洋式の会計システムが日本に移入された。それは、まず、いくつかの組織における会計システムとして実践された。しかしそれら組織は国家の西洋化のためにそのシステムを「輸入」した特殊なものであった。

幣制改革のため、明治政府は、造幣寮の建設を 1872（慶應 4）年に大坂において着手した。ここに設置された貨幣鋳造機械などについては、2 年前に閉鎖されたホンコンのイギリス王立鋳貨局に設置されていたものを購入した。また、政府は機械だけではなく、貨幣鋳造技術の指導のためにホンコンのイギリス造幣局長であったキンダー（T. W. Kinder）をはじめとする外国人たちを雇い入れた。その中のひとりにブラガ（V. E. Braga）という人物がいた。ブラガはホンコン生まれのポルトガル人で「勘定役兼帳面役」として造幣寮に雇用された。

大坂造幣寮の会計システムはブラガによって構築された。その内容は、原始記録となる①Voucher（「証拠」）、仕訳のための下書きである②Waste Journal、そして仕訳帳である③Journal（「日記簿」）、総勘定元帳である④General Ledger（「原簿」）、総勘定元帳の残高を日単位で集計した⑤Daily Balance、そして定期的に決算書である Balance Sheet と Profit & Loss Account を作成するというものである（西川 1971）。つまり、仕訳作業以降に関する帳簿組織から決算書作成にいたる一連の会計プロセスは、完全に複式簿記によるものである。つまり、大坂造幣寮は複式簿記による西洋簿記を導入した日本で最初の組織といえる。

ブラガが導入した大坂造幣寮の西洋簿記の歴史的な意義は、日本人に対する技術の教授においても見い出すことができる。彼は、日本側の要請に応じて、寮内の日本人職員を対象に簿記講習を行っている（西川 1982）。その講習内容は造幣寮の計算課長であった三島為嗣によって『造幣簿記之法』⁴として日本語でまとめられているが、これは三島自身が毛

⁴ 本書は西川孝治郎によって発見され雄松堂書店から復刻されている。

筆墨書で記録した手稿本であり、出版され公刊されたものではない。このように、ブラガの簿記講習はごく限られた範囲でなされたものであり、西洋簿記の知識が広く普及するような直接的な効果はなく、社会的なものとなるようなものではなかった。

大坂造幣寮の組織運営は順調に進んだようで、鋳造技術ならびに経営管理を日本人に指導するために雇用されていた外国人職員は、1875（明治8）年に解雇された。しかし、ブラガだけは、同年2月に大蔵省本省に採用されたのである。

1875（明治8）年、ブラガは、大蔵省本省において雇用され、同省の会計システム改革の仕事に着手する。国家財政に対して会計による規律づけを有効なものとするため、大蔵省は、当初より制度の改革を繰り返し実施してきたが、いっそうの改革、とくに記帳方式の改革の必要を自覚していた。1876（明治9）年9月に「大蔵省出納条例」が制定された。そこには「凡ソ計算ニ関スル帳簿並記載法ハ總テ『フックキービング』ニ從ヒ」（第34条）という条項が掲げられている。さらに本条例の実施規程である「伝票簿記条例」において「主要ナル帳簿ヲ分チ日記簿及原簿ノ二種トス 日記簿トハ日々出納スル金員ヲ貸借二項ニ分チ其事由ヲ明記シタルモノニシテ原簿ニ登録ス可キ基礎タリ 原簿トハ金銀出納ノ大簿冊ニシテ諸勘定ノ科目ヲ設ケ各貸借ヲ區別シテ出納ノ結局ヲ明ナラシムモノナリ」（明治財政編纂会 1904, 850 頁）とあることから、「条例」における「フックキービング」という表現が複式簿記を意味していることは明らかである。このようにして、大蔵省の会計システムに、複式簿記による西洋簿記が採用されたのであった。

大蔵省が、なぜ、自律性ある国家財政制度のための新しい会計システム（とりわけ記録方式）に西洋式の複式簿記を採用しようとしたのか、その理由については明らかではない。だが、大蔵省が管轄する大坂造幣寮での西洋簿記による会計実践を、大蔵省自身、ある種の「成功体験」と受けとめていたと理解することができる。それだからこそ、本省においても西洋式の複式簿記を導入しようと計画し、そのためにブラガを雇い入れたのだと思われる。また、大蔵省（だけでなく他の政府機関もそうであるが）は、明治になって新たに誕生した行政機関であるため、当然のことではあるが、それ以前には会計実践の経験を持ち合わせていない。つまり、適合的な代替会計システムの選択肢を有していなかったのである。

ブラガは大蔵省本省において「簿記計算法取調方」という職位を与えられ、1876（明治9）年1月に省内に設置された「簿記法取調掛」で簿記の講習を行ったとされる。西洋式の会計が日本人に対して伝えられた実例であるけれども、この部署は、大蔵省内の職員に対して教授するために設置されたものであるので、広く社会に対して開かれたものではなかった。

しかし、ブラガによってもたらされた近代的な会計実践は普及を見せることとなる。省

内の会計システムに新しい方法が導入されて1年半ほどが経過した1878(明治11)年2月、「西洋複記式記簿ノ方法ハ出納上必須」であるので、これを全国規模で普及させるため、すべての府県に対して関連する業務につく職員を東京に派遣し西洋簿記の講習を受けさせるとする通達が出された。さらに、同年8月には大蔵卿・大隈重信は、大蔵省だけでなく、すべての省庁に「複記帳簿ノ法」を適用するよう太政大臣宛に稟議申請している。つまり、大蔵省は、自省での西洋簿記の試験的な実践を「成功体験」と認識し、この方法を日本全国の政府組織に対して適用しようとしたのである。

その結果、1878(明治11)年11月に「計算簿記条例」が大蔵省より通達された。そこには「各庁金銭ノ出納計算は總テ『複記法』ニ拠テ帳簿へ記入スヘシ」(第1条)とあり、明治初期のある一定の期間⁵、日本の政府会計は完全に複式簿記を採用することとなったのである。

この会計実践の適用は、その対象が中央官庁と地方政府ということもあり、絶対的な強制力を有していた。その副産物として、明治10年代～20年代の初めにかけて、「官庁簿記」「官用簿記」といったタイトルを持つ多数の教科書が出版されることとなった。これら簿記の教科書は、それぞれの省庁や府県といった限られた場での会計実践に対するマニュアルであると同時に、公刊された出版物であることから、実践の場を超えて、社会に広く西洋簿記の知識を普及させるための媒体としても機能したと考えられる。

(2) 民間企業への西洋式会計実践の適用

では次に、明治初期において民間企業に移転した西洋式会計実践の事例について観察してみよう。その最初にあげるべきは第一国立銀行である。近代的な銀行制度を整備するにあたり、アメリカ合衆国の国法銀行制度にならって、1872(明治5)年に「国立銀行条例」が制定された。1873(明治6)年に設立された第一国立銀行をはじめとして、この法律によって設立された銀行は1879(明治12)年までに153行にのぼった。これら銀行の業務全般に対して、政府は厳格な監督および指導を行った。とりわけ、会計システムに関しては統一的な制度の確立をはかった(西川1982, 21頁)。政府はスコットランド人の銀行家シャンド(A. A. Shand)を「紙幣頭附属書記官」として雇用し、銀行経営のための会計システムを立案させると同時に、その技術指導を行うための部局を開設して教育にも従事させた。

第一国立銀行は日本ではじめての商業銀行であると同時に民間資本によるはじめての株

⁵ 政府会計に西洋式の複式簿記を適用する実践は、1889(明治22)年の「会計法」ならびに「会計規則」の制定によって、現在まで連なることになる新しい会計制度が規定されるまでの10年間ほど継続した。

式会社である。しかしながら、銀行制度の整備それ自体が明治政府の主導のもとに企画されたものであり、採用される会計システムに至るまで強く国家主導の色彩が濃いといえる。

シャンドの主要な業務は、銀行の業務一般について日本人に教育を与えることであったが、なかでも重要なのは、会計実践についてである。シャンドから教育を受けた対象は、1873（明治6）年8月1日に営業を開始した日本での最初の近代的銀行でかつ民間の株式会社である第一国立銀行が設立される以前の準備段階にあった行員たち、それに、銀行を監督する機関である大蔵省の職員たちである。

その教育内容を反映したものが『銀行簿記精法』である。いうまでもなく、同書で解説されている会計は複式簿記による西洋簿記である。上記のように、シャンドは銀行制度が始動する以前の準備段階において簿記教育を行っている。『銀行簿記精法』はそれを事後に整理してまとめたものである。本書が刊行されてからわずか数ヶ月後の1874（明治）7年4月、大蔵省は紙幣寮銀行課に「銀行学局」という部局を設置して、若手の課員を中心に簿記や経済学など銀行業務に関する教育を行った。銀行学局は、その後、教育の範囲を国立銀行の行員およびその他の人々にまで拡張した。

また、「国立銀行条例」のもとで、きわめて短期間のうちに150を超える民間の銀行が設立された。つまり、シャンドによって教授された西洋式簿記は、各地における民間企業である銀行の設立と相俟って、『銀行簿記精法』を媒体として日本全国に拡散していくこととなったのである。ここで重要なのは、すべての銀行において『銀行簿記精法』に基づいた会計が統一的に実践されることとなったという点である。この意味において、大蔵省の「計算簿記条例」もすべての中央省庁と地方政府の会計実践を標準化したということで類似しているが、『銀行簿記精法』の社会的影響はそれよりもはるかに大きく、特定の組織内部で行われる会計実践を超えて、会計知識の社会的普及にも貢献したといえる。

4 簿記書の出版と会計教育機関としての民間学校

前述のように、シャンドによってもたらされた西洋式複式簿記による会計実践は、新たに設立された近代的な銀行において実践されると同時に、その副産物としての『銀行簿記精法』の出版によって、会計知識として社会的な存在となっていった。このことは、会計に関する技術や知識が社会に普及するにあたって重要なのは、実践そのものではなく、実践の技術を知識化しそれを教育という行為によって普及させることであることを明白にする。わが国において、西洋式会計は、実践される技術としてというよりも、むしろ、知識としてまず社会のなかにその地位を確立していくこととなったのである。

そこで、会計知識の社会的普及の始まりを考える際には、社会的規模での教育との関連を検討する必要がある。ここでは、社会制度としての「学校」と「教科書」に着目したい。

ある教育史研究者によれば、「近代というのは、国家が国民を教育する時代」であり、「学校が伝えているのは『近代の知』である」(辻本 2010, 3 頁) という。そこにおいて知識の伝達媒体となるのはいうまでもなく教科書である。教科書は「知の商品化」を促進させる手段である (Burke 2001)。

1873 (明治 6) 年、日本近代化の象徴的思想家である福澤諭吉は、アメリカの初級簿記テキストを翻訳し『帳合之法』(初編) として出版した。これに与える正当な評は、本書が会計技術に関して文字で書き表された日本で最初の著作物であるという点にこそあると思うべきである⁶。つまり、福澤の翻訳書は会計技術の知識化を成し遂げたということにおいて価値があるのである。さらに、『帳合之法』は福澤が創設した慶應義塾だけにとどまらず、その後まもなくのあいだに整備されてゆく学校教育制度のなかで教科書として使用されるようになった。

ほぼ同時期において、前述したように、第一国立銀行の会計システムを立案したシャンドが簿記技術指導を教授した内容をまとめた『銀行簿記精法』が大蔵省より出版されている。その初版は 1000 部であるという (西川 1982) が、銀行学局という特殊な場で限られた者のみを教育の対象者としていたこと、内容が銀行簿記であるということから、会計知識の社会的な普及に対して直接的な貢献の度合からすると、『帳合之法』には及ばない⁷。

また、会計に関する知識の社会的規模での伝達・普及について福澤は有利な立場にあつた。それは、福澤自身が版下から販売までに至る一連の出版事業すべてを営んでいたという事実から説明できる (玉置 2002)。1872 (明治 5) 年に初版が出された『学問のすゝめ』は、全 17 編あわせてであるが、のべで 340 万部が全国で売れたという。『帳合之法』の販売部数がどれほどであったか正確にはわからないが、近代日本の思想的リーダーであった福澤が出版する本はおそらくどれも多く売れたと推察できる。

また、慶應義塾あるいはこれに関連またはこれから派生する教育機関において、西洋式の会計知識を学んだ者たちのなかには、他の西洋式簿記書の翻訳またはすでにある翻訳書底本にした類書を出版した者もあるし、あるいは、明治初年にわたって整備されていく学校教育制度のなかで簿記教育に従事した者が少なくない。

大蔵省紙幣寮のなかに設置された「銀行学局」は部局内での教育にとどまらず、その影響は外部へも広がっていった。しかし、その広がりの仕方は直接的なものではなく、シャ

⁶ 黒澤 (1994) は、『帳合之法』を福澤の近代化思想の象徴の 1 つであるとして、『学問のすゝめ』とあわせて、文化史的・思想史的観点から考察している。

⁷ しかしながら、銀行学局での簿記教育によってシャンドの影響を直接または間接的に受けた少ない者たちはその後産業界の各方面で活躍し、そこにおいて西洋式会計技術の移転に貢献している。しかしそれは会計実践としての技術移転であり、本節で関心を持っている会計知識の社会的な普及ではない。

ンドによって教示された近代的な会計知識を受容した人々が、多様な教育の場において、その知識を伝達することで達成されたものである。また、福澤諭吉の『帳合之法』についても同様である。ここで注意すべきは、近代的な知識である会計に対する社会的なニーズが醸成されていたという事実である。

福澤の啓蒙活動⁸が実を結ぶかのように、明治初期のある一時期において、商業教育をはじめとして「実学教育」は活発な状況をみせる。しかし、明治 20 年頃には、商人にとって学校教育は必要でないという理由で、その勢いは一時的に大きく衰退する（天野 2005, 217-219 頁）。しかしそのような状況においてさえ、会計に関する教育はいつこうに熱を冷ますことなく増加していったという⁹。このような会計教育ブームを支えたのは、国家によって整備された公的な教育制度によってではなく、民間によって設置されたいわゆる「簿記学校」によってである。

以下に示したのは、東京において存在した民間経営による商人のための学校のうち、カリキュラムに「会計」を含んでいるものを、1880（明治 13）年と 1890（明治 23）年の 2 時点をとってリストアップしたものである。これによると、10 年間のうちに、簿記を教える民間の学校は約 2 倍にその数を増加させていることがわかる。このように、明治期前半までの会計教育は制度化された「学校」ではなく、制度外の教育機関において実施されていたことに注意しなければならない（藤井 2008, 175-198 頁）。

図表 1 明治時代前半における民間の簿記学校

⁸ 1872（明治 5）年から 1876（明治 9）年にわたって 17 分冊で刊行された『学問のすゝめ』において、その最初の部分に、「…もっぱら勤むべきは人間普通日用に近き実学なり」と論述していることなどからも、一般庶民とりわけ商人が自立する上で必要な知識や技術を教育によって身につけることの意義を強調している。

⁹ 明治期前半の東京において簿記学校の存在を調査した西川（1971）によれば、1880（明治 13）年においては 26 の簿記学校が、約 10 年後の 1890（明治 23）年には 47 校へとその数を飛躍的に増加させている。

明治13年				明治23年			
学校名称	所在地	教授科目		学校名称	所在地	学校名称	所在地
青藍館	麹町区富士見町	記簿・英学・算術		東京簿記学校	神田区中猿楽町	三田簿記学講習所	芝区松本町
有則學舎	麹町区富士見町	英学・簿記・数学		東京簿記全修学校	芝区桜川町	日本簿記館	麹町区中六番町
三菱商業学校	神田区錦町	銀行・船舶保險・簿記・英和籍・算術		開知学校	本郷区弓町二丁目	東京有為學館	芝区桜田久保町
勸商書院	神田区旅籠町	記簿法		簿記専門学校	神田区猿楽町	簿記専門学校	牛込区通寺町
鳩功学社	神田区末広町	数学・漢籍・簿記・習字		東京秀明学校	赤坂区塗南坂町	簿記専門學館	麹町区飯田町一
商法簿記夜学校	神田区南甲賀町	簿記・数学		東京專修簿記學校	下谷区御徒町二丁目	東京簿記学校	芝区愛宕町三
進善舎	神田区南神保町	記簿学		精修學館番町分校	麹町区三番町	東京簿記專修芝分校	芝区琴平町
愛知學舎	神田区錦町	簿記		豊國學校分校	神田区表神保町	博愛學舎	本郷区天神町一
商業夜学校	日本橋区本町	数学		簿記夜學校	日本橋区坂本町	簿記學專修館	本所区林町二
米商會所付屬學校	日本橋区兜町	皇漢學・斐則小學記簿法		東京簿記神田學校	神田区三崎町一丁目	簿記專修學校	麹町区中六番町
簿記學舎	日本橋区博正町	記簿法・算術		精計學舎	本郷区駒込追分町	台陽學舎	本郷区天神町二
遊海學校	日本橋区本銀町	英漢學・簿記		精経學校	京橋区南飯田町	桃隣學館	下谷区御徒町二
商法夜學校	日本橋区蛎殻町	簿記法		簿記專修日本橋分校	日本橋区南茅場町	東京簿記專門學校	神田区美土代町三
簿記夜學校	京橋区新肴町	單複普通簿記		簿記學專修館	神保区神保町	簿記學講習所	麹町区三番町
潔進舎	京橋区新肴町	漢學・算術・簿記法		頓成舎	芝区田町三丁目	専修學校	神田区今川小路二
英學所	芝区露月町	英学・洋学・簿記学		精理舎	赤坂区青山山町一丁目	東京學館	赤坂区青山北町六
記簿法學舎	芝区西久保明船町	記簿法		簿記専門學舍	牛込区神楽町三丁目	明治商業専門學校	芝区田村町
盛國學舎	芝区三田三丁目	洋算・記簿法		開雲學校	本所区亀沢町一丁目	共立常盤夜學校	日本橋区本革屋町
高陽學舎	芝区西久保櫻川町	簿記		簿記專修夜學校	神田区今川小路二丁目	高等商業學校	神田一ツ橋通町
簿記夜學舎	芝区鳥森町	簿記學		盛門學校	麻布区六本木町	東京商業學校	日本橋区蛎殻町一
開丸舎	牛込区大久保余丁町	記簿法		東京簿記講習所	麻布区北新田前町	開盛商業學校	日本橋区堀江町二丁目
賑世學舎	下谷区車坂町	簿記法・英学・数学		簿記速成學舎	神田区錦町二丁目	東京理財學校	神田区美土代町三
塵劫記舎	浅草区新平右衛門町	簿記・数学		豊國學校	京橋区宗十郎町	商業素修學校	麹町区富見町一
開雲舎	本所区線町	簿記・算術		東京簿記專修學校	神田区美土代町二丁目		
精業館	深川区富川町	記簿法					
精々學舎	本郷区春木町	漢學・記簿法					

(出所) 西川(1971) 383-389頁より作成

(出所) 西川(1971) 386-389頁より作成

5 近代の商業教育制度の確立・展開と会計教育の制度化

(1) 商業教育制度のはじまり

それでは、制度化された商業教育、すなわち、明治政府によって構築された枠組みにおける商業教育の展開過程を確認していこう。

1872（明治 5）年にわが国はじめての学校教育制度である学制が公布された。そこにおいて、上等小学と中学の教科課程のなかに「記簿法」が置かれている¹⁰。実際に、これらの学校のどれほどの割合で、また、どのような内容の会計教育が行われていたかその具体的なことがらについては明らかでないが、学制公布後の 1873（明治 6）年から毎年公表されている『文部省年報』によれば、1876（明治 9）年の第 4 年報から数年の間、小学校で採用された書籍のなかに福澤の『帳合之法』や、加藤斌が翻訳した『商家必用 記簿法 単認之部』、それに文部省が出版した小林儀秀の翻訳による『馬耳蘇氏記簿法』などが確認される。また、とくに 1870 年代末以降の数年間において、初等レベルの簿記教科書の出版が続いている¹¹。つまり、専門教育としての商業教育においてではなく、初等教育の水準において、早くも会計に関する知識伝達が行われていたことが推察されるのである。このような

¹⁰ 学制は、学校を、大学・中学・小学に分け、さらに小学を下等小学 4 年と上等小学 4 年に、中学を下等中学 3 年と上等中学 3 年に分けてそれぞれにおいて学ぶべき教科を列举している。上等小学における「記簿法」は、事情によって学科目を拡張する場合、すなわち增加科目としてあげられている。

¹¹ たとえば、石井義正『複式啓蒙記簿階梯』、森下岩楠 他『簿記学階梯』、遠藤宗義『小学記簿法』、安部迪吉『初学必携通俗簿記法』、城谷謙『小学記簿法独学』、呉新一『簿記学精理』、塚田正教『小学記簿法初編』、吉田忠健『小学記簿法』、山田尚景『小学簿記法』など多数ある。

ことを可能にしたのは、先述したように、充実した庶民教育の実践と大量の教科書を発行する技術とそれを全国規模で供給できるシステムが、すでに近世において十分に整っていたことがその基礎にあったことは間違いないだろう。

その後、1879（明治12）年の「教育令」の第8条において商業学校の規定が置かれ、さらに、1884（明治17）年の「商業学校通則」によって制度的基礎が確固としたものとなり、会計教育に関連した学校教育は、初等レベルの普通教育から中等レベル以上の専門教育へと展開していくこととなる。もっとも、「商業学校通則」の下で設置された商業学校のカリキュラムを含む教育内容は、欧米のものをモデルとしたものであった。したがって、日本の商家にとって、その子弟にふさわしいと思われる教育¹²と必ずしも合致したものではなかったという。

このように、近代日本における会計技術の知識は、国家による学校教育制度のなかに組み込まれることで、次第に社会的な性格を帯びたものとなっていった。学校という知識の伝達装置によって、会計教育は、国家によって編成されたカリキュラムすなわち「体系立てられた知識」として社会のなかに存在することとなる。近代化を西洋化することととらえて、他の先進的なテクノロジーや社会制度と同様に西洋式の会計も位置づけられ、その結果、国家的主導で企画された近代的学校教育制度に組み込まれることで、その知識は社会化したものとなって現出することになったのである。

（2）甲種商業学校における会計教育

近代的意味における教科書に記述される知識の内容は「国家によって編成された『知の体系』」（辻本2010, 4頁）である「カリキュラム」によって具体化されまた規制される。わが国の会計教育にとって、最初に国家的なカリキュラムとして策定されたのは、中等教育課程を対象とした「甲種商業学校簿記算術教授要目」である。この教授要目でもって、会計教育の制度化がはじまったといえる。

文部大臣・井上毅の実業教育の重要性に対する自覚を反映して、1894（明治27）年6月に「実業教育国庫補助法」が出されることで財政的支援を受けてわが国の実業教育の展開が促進され、さらに1899（明治32）年2月の「実業学校令」の施行によって農業・工業・商業の各中等教育課程の制度的確立が果たされた。

「実業学校令」によって、産業振興を実現するために実質ある実業教育の重要性を自覚する政府と、自分の子供たちに対して適切な中等教育を与えたと希望する比較的裕福な

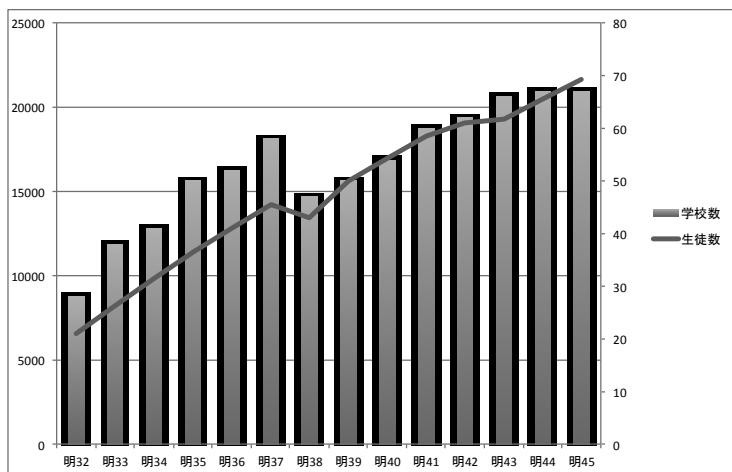
¹² 天野（2005）によれば、当時の商人にとって、自分の子弟に対して授けたいと思う教育は、商業関連の技術習得に偏したものではなく、将来経営をする立場になるものにとって必要な全人格的な涵養を指向するものであったという。

社会階層の潜在的な要求とが一致していくこととなる。この法令の下で、商業に関しては「商業学校規程」が定められ、これにより甲種と乙種の2種類の商業学校が設置された。これらは、修業年限および教育水準などの規格が統一されており、その意味からも、本格的に制度化された商業教育課程であるといえる。

具体的には、甲種商業学校の場合、修業年限は3年間、入学資格は14歳以上の高等小学校卒業以上である。つまり、甲種商業学校は「普通」中学と同等の中等学校として制度的位置づけを有したものである。また、設置された学科目が、修身・読書・習字・作文・数学・地理・歴史・外国語・経済・法規・簿記・商品・商事要項・商業実践・体操であることからもわかるように、「普通」中学で開設されている一般的な学科目に商業関連科目を加えたかたちでカリキュラムが構成されている。

つまり、甲種商業学校とは、商業関連の技術習得というよりも、むしろ、商人（経営者）として必要な人格の形成や教養の涵養を志向した教育機関であると特性づけられるのである。商家の経営者となるべき人物として、彼らに中等程度の教育は受けたいが、上級学校への進学を前提とする「普通」中学へ進むと家業を継がなくなるというおそれを抱く親としての商人たちの要望と不安をうまく均衡させた教育機関がこの水準の商業学校なのである。すなわち、甲種商業学校は商人になるべき者たちにとっての完成教育の場として機能したのである。事実、1910（明治43）年の調査によれば、全国の商業学校卒業者進路をみると、「自家営業」が37%、「商店」への就職が18%、「銀行会社」への就職が15%となっている（国立教育研究所 1973）ということからも、「商業学校は何よりも、商業における自家営業主層の再生産の場」（天野 2005, 223頁）であったといえる。その結果、甲種商業学校はその制度的確立以降、学校数も生徒数も増加していくこととなる。

図表2 甲種商業学校の学校数・生徒数の変化（明治32～45年）



（出所：『文部省年報』より作成）

(3) 会計教育の標準化・制度化

上述のように、わが国の近代における商業教育は甲種商業学校をもって学校制度としてはじめて確立した。本節では、教育内容、とりわけ、会計教育の内容の「制度化」について検討していく。教育内容の制度化とは、すでに述べたように、国家によって立案されたカリキュラムの確立を意味している。会計に関する限り、それは、1910（明治43）年に公表された「甲種商業学校簿記算術教授要目」（「教授要目」）によるのが最初である。

本「教授要目」は、「文部省ニ於テ彙ニ委員ヲ嘱託シ甲種商業学校ニ於テ課スヘキ簿記、商業算術教授要目ノ取調ヲ為サシメタルニ左ノ通報告セリ」と同年5月6日の官報において、その内容が「彙報」欄の「学事」に掲載されている。中等教育レベルに限ってではあるが、これによって（簿記）会計の教育内容ははじめて標準化・定式化されることになる¹³。

「教授要目」の立案はその公表の数年前から企画されており、1908（明治41）年にはすでに原案が作成されていたようである¹⁴。それ以前においては、甲種商業学校が成立する以前はもちろん、成立したあとでさえ、地域や個々の学校によって教えられる簿記教育の内容や水準はまちまちであったということが推察できる。つまり、「教授要目」は簿記に関する国家的な教育の枠組みを具現したものであり、これをもって、より正確にいいうなら「教授要目」に準拠して簿記の教科書が執筆され、それに従った簿記教育が実践されることをもって、わが国における近代的な会計教育制度が成立したといってよい。

¹³ 商業学校だけでなく、実業学校令の下に開設されている甲種程度の学校のすべての科目について個別の「教授要目」が定められたわけではない。この範疇の学校の学科目に対しては簿記以外には「修身」（明治44年文部省訓令第16号）があるだけである。

¹⁴ 簿記学研究会（1908）。なお、「教授要目」の策定に関わったメンバーは、関一（社会政策学者・東京高等商業学校教授）、佐野善作（会計学者・東京高等商業学校教授）、下野直太郎（会計学者・東京高等商業学校教授）ら5名である。

図表3 甲種商業学校簿記算術教授要目

凡 例	
一 要目ハ英文筆記ヲ除キニ学年ヲ通じ毎週三時間ノ教授ヲ標準トシテ編纂セルモ教授時教ニ応ジ適宜斟酌スルヲ妨げズ 二 教授ニ際シテハ成ルベク記帳練習ニ重キヨオキ帳簿ノ記入方文字及数字ノ書キ方等ニ注意シ且商事要項商業算術ノ学科目ト連絡シテ重複ヲ避け 三 例題ハ力メテ実際ノ取引ニ準拠シ成ルベク種々ノ取引ヲ網羅センコトヲ 四 英文筆記ハ土地ノ情況学校ノ程度等ニヨリ之ヲ課せザルモ妨ナシ	
簿記教授要目	
第一 緒論	第四 勘定科目及其分類
一 簿記ノ意義	一 概説
二 資産負債	二 資産負債ニ係ル勘定 動産不動産ニ係ル勘定 貸借金ニ係ルモノ
三 取引	三 損益ニ係ル勘定
四 合計帳簿、簿記ノ種類	四 資本主ニ係ル勘定
第二 単式簿記	第五 帳簿ノ種類及組織 一 取引証憑書ト帳簿 二 主要帳簿補助帳簿 三 仕訳帳ノ分割 四 特別桁ノ利用 五 総勘定元帳、補助元帳 六 事務ノ分掌ト帳簿ノ所属 記帳順序及引合
一 概説	七 カード式、ルーズリーフ式、パウチヤー式利用ノ範囲 八 例題記帳練習 仕訳帳及現金出納帳ヲ主要帳簿トナスモノ 仕訳帳、現金出納帳仕入帳、及売上帳ヲ主要帳簿トナスモノ 六桁仕訳帳ヲ用フルモノ
二 帳簿及記帳法	第六 銀行簿記 一 本邦現行帳簿式ノ由来 二 帳簿ノ種類及組織 三 勘定科目 四 事務取扱ノ順序及手続 五 例題記帳練習 本店営業ニ関スルモノ 本店ト他店トニ関スルモノ 結果及損益処分
現金出納帳、仕入帳、売上帳、日記帳、元帳、	第七 英文簿記 例題記帳練習
三 例題記帳練習	
四 結算	
棚卸表、結算表	
第三 複記式簿記	
一 概説	
二 貸借仕訳及勘定科目ノ概念	
三 貸借仕訳ノ練習	
四 資産負債勘定、損益勘定及資本金勘定ノ説明	
五 帳簿及記帳法	
主要帳簿、補助帳簿	
六 仕訳帳ノ様式及記入例	
普通式(貸借二欄ヲ設クルモノ) 日記式(貸借共一欄ニ記入スルモノ)	
出納帳式	
七 元帳ノ様式及記入例	
八 結算ノ手続	
残高勘定ヲ開クモノ 残高勘定ヲ開カズモノ 仕訳帳ヲ経由スルモノ 仕訳帳ヲ経由セザルモノ	
九 試算表、損益表、貸借対照表	
財産目録ノ調製及様式	
一〇 例題記帳練習	
自己ノ計算ニ於テスル物品売買業 他人ノ委託ニヨリテスル物品売買業 共同ノ計算ニ於テスル物品売買業	
(注意)例題記帳練習ハ主要帳簿ニ限ラズ補助帳簿ノ記帳方ヲモ練習セシムベシ	
一一 単複二式ノ転換手続	
商業算術教授要目	
一 緒論	六 放資
商業算術ノ意義	公債、株券、不動産、資金、及預金等
普通算術ト異ル点	七 按分算
数理応用ノ観念及習慣	分配清算
計算事實ノ表示法	海損清算
二 四則輕便法	八 外國為替
速算、省略算、検算	九 送状、売上計算書、勘定書
三 度量衡、貨幣及時	一〇 商品原価計算
四 売買検査	一一 簿記計算
相場定、値引、風袋及減損、損益歩合	一二 年齢及年賦償還ノ大要
五 売買費用及店費	一三 雜題
運賃、保険料、倉敷料、關稅、口錢、利息算、利息割引料、当座勘定 利息、交互通貨勘定利息、平均期日	

当然ながら、「教授要目」は簿記会計の教科書を執筆するにあたってのガイドラインとしての役割を期待されるものである。「教授要目」以前と以後でどのような変化があったのかを確認するための一例として、鈴木孫彦と近藤英三の共著による教科書をみてみよう。彼らは「教授要目」が提示される以前の1909（明治42）年に『新案商業簿記』を、「教授要目」以降の1911（明治44）年に『新案商業簿記提要』を刊行している。これらを比較する

と、アプローチも内容の難易度もずいぶんと異なり、同水準での学校での使用を想定していた教科書とは思えないほどその内容が変化していることがわかる。

図表4 「教授要目」公表以前と公表以後での同一著者による簿記教科書の変化

「教授要目」以前 鈴木孫彦・近藤英三『新案商業簿記』明治42(1909)年、宝文館	「教授要目」以後 鈴木孫彦・近藤英三『新案商業簿記提要』明治44(1911)年、宝文館
緒論	緒論
第一編 記録	第一編 単式簿記
第一章 財産と財産表	第一章 概説
第二章 資本即営業財産と資産負債表	第二節 帳簿及記帳法
第三章 資本と資本主との関係並に資本主と営業主との関係	第三節 記帳ノ心得及記帳練習例題
第四章 取引と資産負債表	第二章 様式簿記
第五章 取引の性質	第一節 取引ノ性質
第六章 貸借及貸借仕訳(仕訳の目安)	第二節 貸借及貸借仕訳並ニ勘定科目ノ概念
第七章 貸借と資産負債表	第三節 貸借及資産負債並ニ資産負債表
第八章 貸借仕訳と貸借対照表	第四節 資産負債勘定、損益勘定及資本金勘定
第九章 仕訳帳、元帳と統計並に第一記帳例題	第五節 帳簿及記帳法
第十章 勘定科目及其細目別並に第二記帳例題	第六節 日記帳、仕訳帳、及仕訳日記帳ノ様式及記入例
第十一章 決算と試算表	第七節 元帳ノ様式及記入例
第十二章 決算と棚卸	第八節 結算及其準備
第十三章 決算の二種別と其手段	第九節 結算方法其一(残高勘定開設ノ有無)
第十四章 決算手続に於ける英米法と大陸法	第十節 結算方法其二(仕訳帳経由ノ有無)
第十五章 決算報告表	第十一節 結算報告表
第十六章 一般取引、特種取引(現金商品売買等)と所要帳簿	第十二節 例題記帳練習其一(自己ノ計算ニ於ケル物品売買業)
第十七章 預け金に関する取引仕訳と所要帳簿並に第三、第四記帳例題	第十三節 例題記帳練習其二(他人ノ計算ニ於ケル物品売買業)
第十八章 約束手形に関する取引と其仕訳	第十四節 例題記帳練習其三(共同ノ計算ニ於ケル物品売買業)
第十九章 為替手形に関する取引と其仕訳	第十五節 勘定科目ノ細別
第二十章 手形不渡等に関する取引と其仕訳	第十六節 単複二式ノ転換手続
第二十一章 手形取引所要帳簿	第二編 組織
第二十二章 荷為替に関する取引と其仕訳並に第五記帳例題	第一章 商業帳簿ト商法ノ規定等
第二十三章 委託売買に関する取引と其仕訳	第一節 概説
第二十四章 委託売買取引所要帳簿並に第六記帳例題	第二節 取引証憑書ト帳簿
第二十五章 組合商品に関する取引と其仕訳	第二章 帳簿ノ編制及變化
第二十六章 組合商品取引所要帳簿並に第七記帳例題	第一節 主要帳簿ノ補助帳簿
第二十七章 資本金勘定に関する取引と其仕訳	第二節 仕訳帳ノ分割及特別折ノ利用
第二十八章 資本金勘定と純損益金との関係並に其仕訳	第三節 総勘定元帳ノ補助元帳並ニ日計表ト表式
第二十九章 単式簿記	第三章 事務ノ分掌ト帳簿ノ所属記帳順序及引合
第二編 組織	第一節 普通卸商店
第一章 商業帳簿に関する法律の規定は如何	第二節 問屋及営業
第二章 商業帳簿は如何に設備せらるゝや	第四章 帳簿ノ設備
第三章 帳簿組織上の注意事項	第五章 組織記帳練習例題
第四章 卸売商店に於ける帳簿組織(其一)	
第五章 卸売商店に於ける帳簿組織(其二)	
第六章 卸売商店に於ける帳簿組織(其三)	
第七章 小売商店に於ける帳簿組織	
第八章 問屋に特種なる帳簿組織	
第九章 兼業者の帳簿組織並に表式のこと	
第十章 各種会社帳簿組織の特色	

「教授要目」以前の教科書『新案商業簿記』では、複式簿記の説明からはじまり単式簿記については後段で触れてあるだけであるが、「教授要目」以後に刊行された『新案商業簿記提要』では、「教授要目」と同じように、まず単式簿記についての解説があり簡易な様式を用いて会計記録の意義を理解させ、そのあと複式簿記について解説している。また、以前においては説明されている取引の内容が以後のものに比べるとその難易度が高いものであることがわかる。全般的にいって、「教授要目」以後に刊行された教科書の内容は、必ずしも完全に「教授要目」に依拠しているとはいえないが、明らかに強く影響を受けたと思われる変更箇所が多数見受けられる。

「教授要目」の影響を社会的に決定づけたのは、当時早稲田大学教授であった吉田良三¹⁵

¹⁵吉田良三は1878(明治11)年に高知県で生まれ、1901(明治34)年に高等商業学校(1902(明治35)年に「東京高等商業学校」へ改称)を卒業している。1902(明治35)年に早稲田大学講師としてそのアカデミック・キャリアを出発する。1906(明治39)年に早稲田大学教授となるが、1918(大正7)年に東京商科大学付属商学専門部教授・予科教授となり、

による『甲種商業簿記教科書（上・中・下）』（同文館 1910 年）の刊行である。

吉田はわが国の明治期後半から昭和期前半にいたるまで会計教育において大きな影響を有した。この間に残した業績の範囲は商業簿記の領域のみにとどまらず、工業簿記・原価計算（その主著のみあげれば、『工業簿記教科書』同文館 1918 年、『工業会計研究』森山書店 1930 年、『間接費の研究』森山書店 1936 年）、銀行簿記（主著のみ、『最新式近世銀行簿記』同文館 1914 年、『銀行簿記教科書』同文館 1923 年）、会計学（主著のみ、『会計学』同文館 1910 年）、会計監査（主著のみ、『会計監査』同文館 1921 年）と多岐にわたり、またそれぞれの領域での著作は多数にのぼる。

吉田のもっとも重要な業績は商業簿記教育に関するものである。非常に多数の商業簿記関連の教科書を執筆している。以下に吉田の代表的な商業簿記教科書を整理したが、中等教育課程の前期と後期、それに高等教育課程と、学校制度の教育水準別にそれぞれ適用された簿記教科書を著している。

図表 5 教育水準別に整理した代表的な吉田良三の商業簿記教科書

中等教育課程前期	
『簡易商業簿記教科書』同文館 初版 1907 年（1931 年まで改訂増補）	
対象	乙種商業学校・商業補習学校（年齢 13-15 歳）
中等教育課程後期	
『甲種商業簿記教科書』（上・中・下）同文館 初版 1911 年（1922 年まで改版重版） その後、「上巻」の内容について後継版である『甲種商業簿記教科書』（上・下）として出版。同文館 初版 1923 年（1941 年の 5 訂版まで改版）	
対象	甲種商業学校（年齢 15-17 歳）
高等教育課程	
『最新式近世商業簿記』同文館 初版 1914 年（2 回の改訂を経て 1930 年まで重版） その後、後継版『商業簿記提要』を出版。同文館 初版 1934 年	
対象	専門学校・高等商業学校・大学予科（年齢 17-19 歳）

このように、中等以上のすべての教育課程において使用を想定した簿記書を著しているだけでなく、それらの多くが、長期にわたって版を重ねていった。これは吉田簿記書が社会に広く支持されていたことを明瞭に物語る証左である。つまり、吉田の貢献は、教科書

その後本科の教授となったあと、1938（昭和 13）年には東京商科大学定年退職後に中央大学教授となり、1944（昭和 19）年に没している。

製作を通じた簿記教育制度の確立に関して高く評価されるべきであろう。事実、この時代においてわが国の簿記教育全般に関してこれほど広くかつ深く関与した者は他にはいない。吉田の簿記書は「明治大正を通じての代表的なものであった」(太田哲三 1956, 36 頁) という。さらに、「甲種商業が全国に四五百校くらいあつたが、その八割までが氏の教科書を使っていた」(太田哲三 1956, 36 頁) ということからも、吉田簿記書は少なくとも中等学校程度における簿記教科書のデファクト・スタンダードであったといってよいだろう¹⁶。

このように、吉田良三とその簿記書は、わが国の中等教育課程における簿記教育に多大な影響を与えていたことが確信できる。ただし、ここまで記述は、「教授要目」が設定される以前のことであることに注意しなければならない。

上述のように、吉田が著した簿記教科書は、とりわけ中等教育課程後期（甲種商業学校）においてすでにわが国の実質的な標準となっていた。このような状況を背景としながら、1910（明治 43）年に国家的な簿記会計カリキュラムとして「教授要目」が現れたのである。以下では、「教授要目」と吉田簿記書との相互関係について考察していく。

「教授要目」公表の 1 年後、の 1911（明治 44）年 2 月に、吉田は新しく『甲種商業簿記教科書』（以下、『甲種』）（上巻）を刊行する。中巻は同年 9 月、下巻は同年 12 月と順を追って発刊される¹⁷。吉田にとって、『甲種』は中等教育課程後期で使用することを前提として執筆したはじめての簿記教科書である。大学予科等での使用が想定された『最新商業簿記（学）』や中等教育課程前期に位置する乙種商業学校や商業補習学校での使用が想定された『簡易商業簿記教科書』とは、その内容や難易度の水準を異にするものである。

吉田にとって新しい簿記教科書である『甲種』の内容規定に強く影響したのは、いうまでもなく、「教授要目」である。『甲種』の冒頭（凡例）に、以下の記述がある。「本書は昨年五月文部省告示を以て公布されたる簿記教授要目に準拠し専ら甲種商業学校簿記教科書用に充つる目的にて編纂せしものなり」と。以下に『甲種』全 3 巻の目次を提示しよう。

¹⁶ だが、ここ（「甲種商業」）で使われていたとされる吉田の簿記書は『最新商業簿記』が多かったとされる。しかし、『最新商業簿記（学）』（同文館、初版 1904 年）はもともと、早稲田大学商科高等予科での教科書として執筆されたものであり、中等教育課程後期の教科書として使用することを想定されたものではなかったと思われる。

¹⁷ この発刊のタイミングは、学校において強化の進行に応じたものであると推察される。つまり、新学期の始まる前に上巻が出され、その後、順次、中巻、下巻と続いたのである。

図表6 吉田良三著『甲種商業簿記教科書』目次

吉田良三『甲種商業簿記教科書』第3版 明治45(1912) 同文館(初版 明治44(1911)年2月10日)	
上巻	中巻
第一編 緒論	第四編 勘定科目及分類
一 簿記の意義	一 概説
二 資産負債	二 資産負債に係る勘定
三 取引	甲 動産不動産に係るもの
四 会計帳簿	乙 債権債務に係るもの
五 簿記の種類	三 損益に係る勘定
第二編 単記式簿記	四 資本主に係る勘定
一 概説	第五編 帳簿の種類及組織
二 帳簿及記帳法	一 取引証憑書と帳簿
三 結算	二 主要帳簿、補助帳簿
一 棚卸表	三 帳簿の組織
二 帳簿の締切	一 仕訳帳の分割
三 結算表	二 特別折の利用
四 例題記帳練習	四 総勘定元帳、補助元帳
第一例題	五 事務の分掌と帳簿の所属、記帳順序及引合
第二例題	六 カード式及ルーズ、リーフ式
第三編 複記式簿記	一 カード式
一 概説	二 ルーズ、リーフ式
二 貸借仕訳の原理	三 カード式及ルーズ、リーフ式利用の範囲
一 取引構成要素関係	七 例題記帳練習
二 取引要素結合	第一例題
三 貸借	第二例題
四 仕訳及勘定科目	第三例題
三 勘定科目の説明	第四例題
一 資産負債勘定	下巻
二 損益勘定	第六編 銀行簿記
三 資本金勘定	一 概説
四 貸借仕訳の練習	二 本邦現行帳簿式の由来
五 帳簿及記帳法	三 勘定科目
一 帳簿	(一)資産負債に係る勘定
二 記帳法	(二)損益に係る勘定
六 仕訳帳の様式及び記入例	(三)資本主に係る勘定
一 普通式	(四)直接勘定科目の起らざる業務
二 日記式	四 手形交換
三 出納帳式	五 分課及伝票
七 元帳の様式及記入例	(一)分課
八 結算手続	(二)伝票
一 予備手続	六 帳簿の種類及組織
二 普通結算手続及閉業結算手続	(一)主要帳簿
三 結算手続に於ける英米法と大陸法との差異	(二)補助帳簿
九 諸表	七 事務取扱の順序手続
一 試算表	八 半期決算手続
二 結算報告表	九 例題記帳練習(本店営業に関するもの)
十 例題記帳練習	十 他支店勘定整理法
一 第一例題	(一)他支店勘定
二 第二例題	(二)他支店勘定元帳記入法
三 第三例題	(三)為替戻利息
十一 単複二式の転換手続き	(四)為替戻振替
商業帳簿に関する商法の規定	(五)支店間の取引
	十一 例題記帳練習(本店と他支店に関するもの)

吉田『甲種』の目次と「教授要目」で提示された内容は、ほぼ一致していることが明らかである。吉田自身によって本書が「教授要目」に準拠して編纂されたものであると言明していることから当然のことではあるが、他方で、「教授要目」公表後に刊行され、しかも、甲種商業学校での使用を前提とした他の簿記書のすべてが、吉田『甲種』ほど「教授要目」に準拠した内容をとっているわけではないという事実もまた確認できる¹⁸。

つまり、吉田『甲種』は「教授要目」とその内容に極めて高い親和性をもっていることがわかる。この事実は重要である。なぜなら、前述のように、吉田は日本の会計教育界において、とくに使用される教科書の支配の度合いにおいて、圧倒的な影響を持つ人物である。それが「教授要目」の公表後、それにはほぼ完全に準拠した教科書を執筆したこと、この教科書によって教えられる簿記会計教育の内容もまた「教授要目」の実効性を色濃く映すものとなるからである。吉田の『甲種』が「教授要目」の内容を中等教育課程に普及するための媒体（vehicle）となったのである。

6 まとめ

近代以降、会計の技術習得に対する社会的ニーズは増進し続け、そのための機関が社会の中に急速に整備された。しかし、会計教育を担ったのは「簿記学校」と称される各種学校であり、公教育のなかでの会計教育の制度的整備にはいま少しの時間がかかった。中等教育課程に属する商業学校としての甲種商業学校が設置されたのが 1899（明治 32）年のことであるが、そこにおいては会計に関する国家的カリキュラムは存在しておらず、したがって、使用される教科書も地域や学校によって多様であり会計教育の標準化は実現していない。その後の 1910（明治 43）年に公表された「教授要目」は、わが国で最初に会計教育の内容を標準化するために策定されたものであった。

そして、「教授要目」それ自体の意義についてであるが、これが設定されたことによってはじめて、わが国の簿記会計の教科内容の制度的標準化の実現がはかられる契機となったことを明らかにした。「教授要目」は簿記会計教科に関する国家的カリキュラムであるが、これによって、実際の会計教育の内容を規定するには「教授要目」に準拠した教科書が必要となる。教科書は「教授要目」は国家によって編成された簿記会計に関する知の体系を伝達する媒体である。「教授要目」にとって幸運だったのは、当時の日本の簿記会計教育に

¹⁸ たとえば、市川友三郎『最新商業簿記 中等教育』（宝文館 1911 年）や大石善四郎『実用商業簿記』（博文館 1911 年）などは、吉田『甲種』と同様に、「教授要目」の後に刊行されたものであるが、ともに「教授要目」への準拠の度合は吉田『甲種』と比べるとはるかに低いといわざるを得ない。

多大な影響を有した吉田良三がほぼ完全に教授要目に従った教科書を刊行したことにある。「教授要目」に忠実に準拠して作成された吉田の『甲種商業簿記教科書』は、「教授要目」以前から吉田の簿記教科書（『最新商業簿記』など）を使用して授業を行ってきた全国の多くの甲種商業学校によって受け入れられたものと思われる。このように、制度化された教育内容である「教授要目」が学校教育制度のなかで実効性を有することで、わが国の会計教育は標準化され社会のなかに浸透していき、会計知識を社会制度として実現することとなったのである。

参考文献

- 天野郁夫（1983）『試験の社会史——近代日本の試験・教育・社会——』東京大学出版会。
- 天野郁夫（2005）『学歴の社会史』平凡社（新潮選書版 1992 年刊の再版）。
- 啊爾噠暹度（アルレン・シャンド）[述] 海老原濟・梅浦精一[訳]（1873）『銀行簿記精法』（巻之一～巻之五）大蔵省。
- 石川 謙（1949）『古往来についての研究——上世・中世における初等教科書の発達——』講談社。
- 石川松太郎（1988）『往来物の成立と展開』雄松堂出版。
- 市川友三郎（1911）『最新商業簿記 中等教育』宝文館。
- 内山克己（1972）『明治前期実業教育施策史の研究——名実業教育発達史——』東海大学出版会。
- 梅原 徹（1988）『近世の学校と教育』思文閣出版。
- 江頭 彰（2011）「明治期の簿記教育における財産目録と貸借対照表の作成方法—誘導法的計算構造との関連において—」『日本簿記学会年報』第 26 号、99–107 頁。
- 内山克己（1972）『明治前期実業教育施策史の研究——名実業教育発達史—』東海大学出版会。
- 大石善四郎（1911）『実用商業簿記』博文館。
- 太田哲三（1956）『会計学の四十年』中央経済社。
- 小倉榮一郎（1962）『江州中井家帖合の法』ミネルヴァ書房。
- 河原一夫（1977）『江戸時代の帳合法』ぎょうせい。
- 教育史編纂会（1964/65）『明治以降教育制度発達史』全 14 卷、教育資料調査会（龍吟社版 1938/39 年刊の重版）。
- 工藤栄一郎（2011a）『会計記録の基礎』中央経済社。
- 工藤栄一郎（2011b）「会計技術の知識化と社会化」『産業経理』第 71 卷第 2 号 76–88 頁。
- 倉沢 剛（1973）『学制の研究』講談社。

- 倉沢 剛（1975）『教育令の研究』講談社。
- 倉沢 剛（1978）『学校令の研究』講談社。
- 黒澤 清（1990）『日本会計制度発展史』財経詳報社。
- 黒田茂次郎・土館長言（1906）『明治学制沿革史』金港堂書籍。
- 啓成社[編]（1910）『師範学校規程並教授要目』啓成社。
- 国立教育研究所[編]（1973）『日本近代教育百年史 九 産業教育（1）』国立教育研究所。
- 兒林百合松（1918）「簿記教授要目ノ改訂ニ就イテ」『経理学研究』第2号、30-41頁。
- 佐藤仁壽（1912）『実用主義 各科教授法新論』桑原友次郎。
- 佐野善作（1925）『日本商業教育五十年史』東京商科大学。
- 鈴木孫彦・近藤英三（1909）『新案商業簿記』宝文館。
- 鈴木孫彦・近藤英三（1911）『新案商業簿記提要』宝文館。
- 玉置紀夫（1994）『日本金融史——安政の開国から高度成長前夜まで——』有斐閣。
- 玉置紀夫（2002）『起業家福澤諭吉の生涯——学で富み富て学び——』有斐閣。
- 田尻常雄・西郷齊員（1906）『最新 商業簿記教科書』商業学会。
- 辻本雅史[編]（2010）『知の伝達メディアの歴史研究—教育史像の再構築—』思文閣出版。
- 仲 新（1949）『近代教科書の成立』講談社。
- 長友千代治（2002）『江戸時代の図書流通』思文閣出版。
- 永広繁松・小本音次郎（1911）『師範学校 簿記教科書』光風館。
- 名古屋商業学校（1907）『商業簿記』金港堂書籍。
- 西川孝治郎（1971）『日本簿記史談』同文館出版。
- 西川孝治郎（1982）『文献解題 日本簿記学生成史』雄松堂出版。
- 西川 登（1993）『三井家勘定管見——江戸時代の三井家における内部会計報告制度および会計処理技法の研究——』白桃書房。
- 西川 登（1996）「社史に見る西洋式簿記の導入」『商経論叢』第31卷第3号、99-135頁。
- 西川 登（2004）「日本産業の近代化と簿記—洋式簿記法の導入と在来簿記法—」『日本簿記学会年報』第19号、38-43頁。
- 福澤諭吉[訳]（1873/74）『帳合之法』（初編／二編）慶應義塾出版局。
- 藤井康之（2008）「簿記関係各種学校の変容」、土方苑子[編]『各種学校の歴史的研究—明治東京・私立学校の原風景—』東京大学出版会、175-198頁。
- 古館市太郎（1910）『新撰 簿記教科書』大倉書店。
- 簿記学研究会（1908）『簿記世界』第10卷第7号。
- 星野太郎・森富治郎（1909）『商業簿記』三友書院。
- 細谷新治（1990/91）『商業教育の曙』（上巻／下巻）如水会。

- 牧野吉五郎（1968）『明治期啓蒙教育の研究』御茶の水書房。
- 三島為嗣（1873）『造幣簿記之法』（雄松堂により 1898 年に復刻）。
- 茂木英雄（1908）『甲種程度商業簿記教科書』同文館。
- 森川治人（2004）『明治期における商業教育の教育課程の形成と展開』雄松堂出版。
- 文部省（1875/76/77/78/79/80）『文部省第 3 年報～第 8 年報』文部省。
- 文部省（1956）『産業教育七十年史』雇用問題研究会。
- 文部省（1972）『学制百年史』（資料編）帝国地方行政学会。
- 文部省実業学務局（1934）『実業教育五十年史』実業教育五十周年記念会。
- 吉田良三（1911）『甲種商業簿記教科書（上・中・下）』（第 3 版：1912 年）同文館。
- Burke, P. (2000) *A Social History of Knowledge: from Gutenberg to Diderot*, Oxford.
(井山弘幸・木戸淳[訳]『知識の社会史』新曜社、2004 年)。
- Kudo, E. and H. Okano (2011) “Japan: Part One; Until the 1930s,” in Previts, G., P. Walton and P. Wolnizer eds, *A Global History of Accounting, Financial Reporting and Public Policy: Asia and Oceania*, Bingley, pp.171-185.
- Dore, R. P. (1965) *Education in Tokugawa Japan*, London. (松井弘道[訳]『江戸時代の教育』岩波書店。)

第2節 会計教育の定着－大正時代から昭和時代

島本 克彦

1 はじめに

本章は、1910(明治 43)年の簿記教授要目以降、主に大正期から昭和初期まで、我が国の会計基礎教育がどのようになされていたかを、小学校、中学校、師範学校、商業学校について述べることが目的である。いうまでもなく各学校での会計教育は、それぞれの施行規則または規程・教授要目（要綱）に基づきなされていた。ただし、中学校では、戦後に職業科の中に会計教育も導入されていたので、併せて述べることにする。この時期は、経済の好不況に関係なく各学校への進学者数が増大しているので、経済的な背景については触れていない。また、戦時体制に入った 1935(昭和 10)年頃から（とくに 1943 (昭和 18) 年 10 月の「教育ニ関スル戦時非常措置方策」以降）戦争終了後までは、商業より、工業が優先された関係上、通常の社会・経済状態での教育がなされていたとは思われないので、述べていない。以下小学校から順に述べていくことにする。

2 小学校

1900(明治 33)年 8 月小学校令施行規則第 4 条において、「算術ハ日常ノ計算ニ習熟セシメ生活上必須ナル智識ヲ與へ兼テ思考ヲ精確ナラシムルヲ以テ要旨トス」、同則第 3 項「・・・高等小学校ニ於テハ・・・土地ノ情況ニ依リテハ簡易ナル求積若ハ日用簿記ノ大要ヲ授ケ又ハ之ヲ併セ授クヘシ」と規程し、同則第 7 号表によると第 4 学年、毎週 4 時間として算術科の中で教授すると定められていた。

1907(明治 40)年の小学校令改正により、尋常小学校の修業年限が 6 か年となり、高等小学校の修業年限も 2 年を本体とするが、必要に応じ 3 か年に延長が可能となった。この改訂により、高等小学校に実業科目が、選択必修となつた。

1926(大正 15)年 4 月の小学校令施行規則第 4 条改正第 3 項では「・・・高等小学校ニ於テハ・・・土地ノ情況ニ依リテハ日用簿記ノ大要ヲ授ケ又ハ之ヲ課スヘシ」と「求積若ハ」が削除され、同則第 5 号表によると第 2 学年、毎週 4 時間、第 6 号表によると第 3 学年、毎週 4 時間として算術科の中で、括弧書きで日用簿記を教授すると定められた。

学校近代化をはかるために、現実の生活にあう教科科目、つまり土地の情況によってという限定付きではあるが、算術を教授すべしと規程した。小学校における算術教育の目的は、実質的に「生活上必須ナル智識ヲ與へ」ることであり、また形式的に「日常ノ計算ニ習熟セシメ」「思考ヲ精確ナラシムル」ことである。それゆえ簿記は実質・形式の両面から、算術と同じと考えたためであろう。また 1877(明治 10)年代頃からベスタロッチ主義の実物による算数教育觀（生徒の身の回りの実物によって数の価値を直観的に理解させ、数について確かな觀念を与える考え方）は、次第にその影響がうすくなっていた。明治後期頃よ

り日常生活の計算を重視した商業型の算術へと向かう主張が台頭してきた影響もあり、算術の中に取り入れたものと思われる。

このような状況を、会計人や会計教育者はどのように見ていたのであろうか。職業会計人の先駆者として有名な森田熊太郎(1896)は、小学校における簿記教授の価値について次のように述べている¹。

「小学校に於ける簿記教授の本領は日常取扱ふ金銭物品の會計整理を授け、他日之を家計に営業に應用せしむる素養をなすに在り。簿記は之を單純に云ふ時は會計整理の方法を教ふるものなれど、其間に生活営業の状態、慣例規則の如何、勤儉節用の必要を示し、又處世に欠くべからざる秩序精密敏捷信用の諸徳を講習の間に涵養せしむるを得」

また大原信久（1904）は『小學日用簿記師範』において、さらに詳細に小学校における日用簿記について述べている²。

「日用簿記ハ財産ノ増減変化、即チ會計ノ収支顛末ヲ整然明瞭に記録スル方法ヲ講スル學科ナリ、然ラハ即チ大ハ國家ヨリ、小ハ個人ニ至ルマテ、苟モ一家ヲ有スルモノハ勿論、學生ト雖モ始終財産ノ変化ハ免レサル所ニシテ、之計記録ヲ講スル所ノ簿記學ハ何人ト雖モ修ムルタメノ必要アルナリ、小学校令施行細則第四条二曰ク「算術ハ日常ノ計算ニ習熟セシメ、生活上必須ナル智識ヲ与ヘ、兼テ思考ヲ精確ナラシムルヲ以テ要旨トス」ト生活上必須、日常ノ計算トハ即チ日常生活ノ會計収支ノ常態ヲ明細ニ知悉スルニ在リ、先ス之ヲ知ラント欲セハ、日用簿記ニ頼ラサルヘカサルハ數ノ免カレサル所ナリ、同上第二項ニ於テ求積若ハ日用簿記ノ大要ヲ授ケ又ハ之ヲ併セ授クヘシ、トアルハ、蓋シ世人ノ修メサル可カラサルヲ示ス所以ナリ・・其ノ方法タル多クハ商用ノ複式法ニシテ程度ハ数学ニ於ケル求積ト相匹敵スヘキモノナリ」

しかし実際の実施情況はどうであったろうか、大原信久（1904）は当時の状況を次のように述べている³。

「彼ノ歐米諸國ノ、初等學校ノ制度ニ就キ鑑ミルニ、英獨米澳諸國ニ於テハ現ニ簿記法ノ一般を授クルヤ明カナリ、佛國ノ如キハ女子小學ヲ始メ一般ノ女子ニ向ケ盛ニ簿記學ヲ授クルヲ見ル、又和蘭ニ於テ中學ノ課程ニ帳面記録法ノ大意ヲ授ク、然ルニ我邦ニ於テハ、小学ハ固ヨリ中學ニ於テスラ、尚未タ斯學ノ設ケナキハ豈悲シカラスヤ、」

「然ルニ事実ニ於テハ之ニ反シ此ノ日用簿記ヲ授クルノ準備ニ至リテハ殆ントアルナシ、適ニ特種ノ商業簿記複式法アルノミニシテ其實行甚タ稀ナリ、從來ノ複式法ハ其程度算術科ニ於ケル求積ト相匹敵スヘキモノナレハ、之ヲ了解スルニハ頗ル困難ヲ感スル所ナリ」

また中島正（1911）も会計教員と適切な教材が必要だとして、次のように情況を説明して

¹森田熊太郎(1896)「小學校に於ける簿記科の価値」教育報告 510 號、5 頁。

²大原信久(1904)『小學日用簿記師範』東京簿記精修學館、1-2 頁。

³同上書、第二編 2 頁。大原信久(1904)「小學日用簿記教育實施の急務に就て」教育公報 第 288 號、36 頁。

いる⁴。

「現今一般小學校教育の任にある教員にして果して教授に充分なる智識を供ふるかは予之を疑ふものなりされ當局者は如何なる方法に依りて實施と同時に之が教材の實行を速やからしむるかの問題を想像するに難らず」

算術に簿記を取り入れたものの大原や中島が、小学校令施行規則第4条の日用簿記の大要を授くべし」という規定の「土地の情況に依り」が削除されないことを憂いて危惧しているとおりに、ほとんどの小学校では指導されなかつたように思われる。ただ、筆者の調査したところによると、1904(明治37)年当時、滋賀県師範学校附属小学校では、学校が作成した商業科教授要目を見る限り、高等小学校で教授されていたようである。まさに多くの近江商人を輩出した土地だからであろう。第3学年で、売買、商店、通信及運輸、金融、商業及商人の教授の後、第4学年で、売買、通信及運輸、保險、商業及商人、取引所、商業會議所の教授項目と共に帳簿という項目で、日用簿記ではなく簡易なる商用簿記が教授されていた。具体的教授項目は次のようである⁵。

帳簿の必要—営業の状況、損益貸借、取引先の関係、店員の監督等、在来帳簿の欠点、帳簿整理及保存

帳簿の種類一小売帳、金銭出入帳、日記帳、仕訳帳、元帳、財産目録、貸借対照表、記帳上の注意、簿記演習

一般的には、師範学校の教授法における次の説明を見る限り、土地の情況に依り簿記を教授する場合は、単に帳簿の記入法のみであったと考えられる⁶。

「商店に於いて會計を整理せんには必ず簿記によらざるべからざるが故に、商業學校に於いては本事項は最も重要な課目なるべしと雖も、小学校に於いては完全に教授するは事實上不可能の事に屬す。されば金銭出納帳、商品賣買帳の如きものによりて簡単なる例を與へて、記入計算の方法を授け、之を實地に練習せしめて、大體の觀念を授くるに止むべし」

小学校の会計基礎教育は、規則上「土地の情況によって」ということであったので、商業の盛んな地域以外には、行われていなかつたと結論づけられるであろう。授業展開上、算術科の教員は、算術の授業では、筆算により行つてゐた。簿記は珠算を用いて計算させていた関係上、現場では分離して授業を行う必要があつたのかもしれない。

3. 中学校

1886(明治19)年の中学校令では、下記のように中学校を次のように規定していた。

「第一条 中学校ハ實業ニ就カント欲シ又ハ高等ノ学校ニ入ラント欲スルモノニ須要ナ

⁴中島正（1911）「小学校教育と簿記教授に就て」簿記世界、第13卷3号6頁。

⁵山路一遊編（1904）『滋賀懸師範學校附屬小學校商業科教授要目』古川書店、20頁。

⁶小泉又一・乙竹岩造共編(1914)『文部省検定済 師範學校教育科教科書 修正小學校各教科教授法』大日本圖書株式会社、332-333頁。

ル教育ヲ為ス所トシ」

1899(明治 32)年改正の中学校令では、中学校は次のように改正された。

「第一条 中学校ハ男子ニ須要ナル高等普通教育ヲ為スヲ以テ目的トシ特ニ国民道徳ノ養成ニ力ムヘキモノトス」

この改正により、尋常中学校の名称が「中学校」に改称され、男子に必要な高等普通教育を行う学校となった。

井上文相の実業教育の振興の声とともに、この改正前の 1894(明治 27)年 3 月、「尋常中学校ノ学科及其程度」の改正により、尋常中学校の学科課程が改正され、新たに「実科」の課程が設けられた。すなわち「實業ニ就カント欲スルモノニ適切ナル教育ヲ施ス為ニ第四年級以上ニ於テ本科ノ外、分チテ實科ヲ設クルコトヲ得」という条文(第 4 條)を設けられた。省令説明によると、実科の課程を分化させることは、「中等教育ニシテ專ラ高等教育ノ予備タルノ一方ニ偏傾スルノ弊ヲ救フナリ⁷」と述べ、中等教育が、高等ノ学校への予備教育的性格へ傾斜するのを矯正しようとした。そのため同年 6 月には尋常中学校実科規程が制定された。実科を設置できる学校を拡大し、第 4 学年以上だけでなく地方の情況によっては、第 1 学年から専ら実科の学科を授ける学校を実科中学校として設置できるとした。このように実科設置の趣旨を拡張したのは、「地方ノ情況ニ依リ諸種ノ就学生徒ニ便益ヲ与ヘ中学校教育ノ普及ヲ図ルノ主意⁸」によるものである。しかし、わずか数校の実科中学校が設けられたに過ぎなかった。

その後、1908(明治 41)年の中学校令施行規則の改正における補習科の科目として、実業に関する学科目が随意科目とされる以外、本格的には導入されなかった。

しかし、1911(明治 44)年の中学校令施行規則の改正により、中学校は、高等学校への予備教育機関ではなく、「高等普通教育を行うのが本来の使命であるから、実業に関する知能を得させるとともに、これに対する趣味をもたせ、勤労を重んじる美習を養成することが最も緊要なことである⁹」とされ、教授要目の中にも記述され、中学校教育の中に導入された。

あくまで、実業科目は、中学校教育の中に導入されても、随意科目として位置づけられていた。しかし 1931(昭和 6)年 1 月の中学校令施行規則の改正により、上級学年(3 年以上)で第一種課程(卒業後すぐに就職する者を対象に実業・理科を主に教授)と第二種課程(上級学校に進学する者を対象に外国語・数学を主に教授)を編成し、どちらかを選修させる方式をとった。実業科目は、第一種課程の必修科目となった。同月その改正趣旨を文部省訓令第 2 号により、次のように説明している¹⁰。

「抑々中学校ニ於テ實業ヲ課スルハ普通教育ノ一事項トシテ實業ニ關スル常識ヲ養ヒ實

⁷教育史編纂会編(1939)『明治以降教育制度発達史 第 3 卷』竜吟社、205 頁。

⁸ 同上書、206 頁。

⁹教育史編纂会編(1939)『明治以降教育制度発達史 第 5 卷』竜吟社、151 頁。

¹⁰教育史編纂会編(1939)『明治以降教育制度発達史 第 7 卷』竜吟社、254 頁。

際生活ヲ理解セシメ職業ノ尊重スペキ所以ヲ会得セシムルト共ニ勤勉力行ノ氣風ヲ養フコトヲ旨トシ實業学校ニ於ケルガ如ク實業ヲ専門的ニ授クル趣旨ニアラザルモ将来實務ニ就カントスル者ノ為ニハ極メテ適切有用ナル修養タルヲ失ハズ」

中学校において、簿記教育が教授要目に記載されるのは、1911(明治 44)年の中学校令施行規則の改正後である。第 4 学年に毎週 2 時間の商事要項及商業算術において、「緒論・売買・税関・倉庫・銀行・鉄道・海運・保険」の各項目について学習した後、第 5 学年に毎週 2 時間、簿記を教授した(図表 1 参照)。その内容として、複式簿記(貸借及仕訳ノ意義・勘定科目・仕訳ノ練習・結算・例題記帳及結算練習・主要帳及補助帳ヲ用フル場合ニ於ケル帳簿及諸表ノ種類・関係・特殊ノ勘定科目・例題記帳及結算練習)、單式簿記(帳簿及其ノ記入法・例題記帳練習・結算・單・複兩式ノ差異及變更ノ手續)、銀行簿記(帳簿ノ種類及組織)の教授項目と内容が提示されている。

1931(昭和 6)年 2 月に教授要目は改正されるが、甲(第一種及第二種ノ両課程を第四学年より分つ場合に於ける要目一筆者)と乙(第一種及第二種ノ両課程を第三学年より分つ場合に於ける要目一筆者)に分けて提示されている(図表 1 参照)。商業の経理以外には、単式簿記を教授した後、複式簿記を教授するように提示され、項目を並列に列举するのではなく順序を提示した点が特徴である。項目の具体的な内容は提示されていない。ただ簿記を教授するにあたって、記帳練習に重点を置き、例題は実際取引に準拠するように留意すべきとしている。

図表 1 中学校令施行規則及び中学校教授要目

1901(明治 34)年 3 月 5 日						1911(明治 44)年 7 月 31 日						1931(昭和 6)年 1 月 15 日					
修身	國語及漢文	外國語	歴史	地理	數學	修身	國語及漢文	外國語	歴史	地理	數學	修身	公民科	國語及漢文	歴史	地理	外國語
博物	物理及化學	法制及經濟	圖畫	唱歌	體操	博物	物理及化學	法制及經濟	實業農業商業手工	圖畫	唱歌	數學	理科	實業	圖畫	音樂	作業科
						體操						體操					
第 1 條第 2 項「外國語ハ英語、獨語、又ハ佛語トス」						第 14 條第 2 項「法制及經濟又ハ唱歌ヲ缺タル學校ニ於テハ其ノ毎週教授時數ハ便宜他ノ學科目ニ配当スヘシ」改正 第 15 條第 1 項「但シ土地ノ情況ニ依リ隨意科目トシテ實業ニ關スル學科目ヲ加フルコトヲ得」						第 13 條「實業ハ實業ニ關スル知識技能ヲ授ケ實際生活ヲ理解セシメ職業ノ尊重スペキ所以ヲ知ラシメ勤勉力行ノ氣風ヲ養フヲ以テ要旨トス。實業ハ農業、工業、若シクハ商業ヲ課シ又ハ之ヲ適宜分合シテ授クベシ」					
第 1 條第 3 項「法制及經濟、唱歌ハ當分之ヲ缺クコトヲ得」						中學校教授要目 明治 35 年 2 月 6 日 文部省令第 3 號						中學校教授要目 昭和 6 年 2 月 7 日 文部省令第 5 號					
中學校教授要目 明治 35 年 2 月 6 日 文部省令第 3 號						甲(第一種及第二種ノ両課程を第 4 学年より分つ場合に於ける要目一筆者)商業						第 4 學年 每週 3 時乃至 4 時 売買、交通、倉庫、金融、取引所、單式簿記					
商業の項目なし						第 4 學年 每週 2 時 商事要項及商業算術 第 5 學年 每週 2 時 簿記 複式簿記 貸借及仕訳ノ意義 勘定科目 仕訳ノ練習 結算						第 5 學年 每週 3 時乃至 6 時 保険、外國貿易、商業助成機関、商業の					

	例題記帳及結算練習 主要帳及補助帳ヲ用フル場合二於ケル 帳簿及諸表ノ種類・関係 特殊ノ勘定科目 例題記帳及結算練習 單式簿記 帳簿及其ノ記入法 例題記帳練習 結算 單・複兩式ノ差異及變更ノ手續 銀行簿記 帳簿ノ種類及組織	経理、複式簿記 乙（第一種及第二種ノ両課程を第三学年より分つ場合に於ける要目一筆者）商業 第3學年 每週3時乃至4時 売買、交通、倉庫、 第4學年 每週3時乃至4時 金融、取引所、保険、単式簿記 第5學年 每週3時乃至6時 保険、外国貿易、商業助成機関、商業ノ 経理、複式簿記 注意 4 簿記ヲ教授スルニハ記帳練習ニ 重きヲ置キ例題ハ実際取引ニ準拠セシムベ ク且計算ハ珠算ニヨラシムベシ
--	---	--

出所；筆者作成

4 師範学校

1897(明治 30)年 10 月、従前の師範学校令を廃して公布された師範教育令は、師範学校を次のように規定している。

「第一条 高等師範学校ハ師範学校尋常中学校及高等女学校ノ教員タルヘキ者ヲ養成スル所トス 女子高等師範学校ハ師範学校女子部及高等女学校ノ教員タルヘキ者ヲ養成スル所トス 師範学校ハ小学校ノ教員タルヘキ者ヲ養成スル所トス 前三項ニ記載シタル学校ニ於テハ順良信愛威重ノ徳性ヲ涵養スルコトヲ務ムヘシ」

1897 年（明治 30 年）の師範教育令により、尋常師範学校は「師範学校」に改正された。高等師範学校および女子高等師範学校は、東京に各 1 校が設置され、師範学校は、北海道および各府県に各 1 校もしくは数校を設置することと改正された。師範学校令第 1 条但書規程の 3 つの「気質」は「徳性」に改正された。師範学校には本科と予備科を置かれ、本科を第一部・第二部に分けた。修業年限は予備科 1 年、本科第一部 4 年（1925(大正 30)年から 5 年）、本科第二部は男生徒 1 年、女生徒 2 年（4 年制高等女学校卒業者）または 1 年（5 年制高等女学校卒業）とした。予備科には、修業年限 1 年の高等小学校卒業者を、本科第一部は、予備科修了者または修業年限 3 年の高等小学校卒業者を入学させた。本科第二部（1907(明治 40)年に制度化、1931(昭和 6)年から 2 年制に移行）は、中等学校卒業者を入学させることによって師範教育を中等学校とリンクさせた。この状況は、1947 年（昭和 22 年）4 月、学校教育法の施行により廃止されるまで存続した。

学校が設置され、生徒数の増加に対応するため、教員の供給を増やす必要が生じた。そこで、1900(明治 33)年 3 月 の実業学校教員養成規程により、東京帝国大学農科大学附属農業教員養成所、東京高等商業学校附設商業教員養成所、東京高等工業学校附設工業教員養成所が設置された。1907(明治 40)年 9 月には、公立私立実業学校教員資格に関する規程が制定され、実業学校、実業補習学校のそれぞれの教員たることをうる者の資格が規定され、同時の告示によって実業学校の教員たることをうる者の指定がおこなわれた。

上述の高等師範学校・女子高等師範学校・臨時教員養成所での養成方式による中等教員資

格は、拡充されなかつたため、1884年（明治17年）より1948年（昭和23年）まで、文検（「文部省師範学校中学校高等女学校教員検定試験」）試験制度が実施された。その試験に合格するか、または検定出願者の提出した学校卒業証明書・学力証明書等により判定する間接検定方式（無試験検定）によって、主として教員が供給された。

商業科の教員資格は、商業科と簿記科は分離され、合格すればそれぞれの科の教員資格が得られた。昭和初年度まで商業科と簿記科の試験委員は、下野直太郎と鹿野清次郎であり、難関試験だったようである。1912(大正元)年第26回簿記科本試験の問題は次のようであった¹¹。

- | |
|----------------------------|
| 1912(大正元) 年 第 26 回簿記科本試験問題 |
| 1 簿記教授に関して特に注意すべき要点 |
| 2 我法に於ける簿記學の発達の沿革 |
| 3 商品勘定の取扱ニ就きて |

1925(大正14)年以降、数学での簿記要目は削除されているが、実業科目（商業・農業・家事）において簿記が、師範学校にて教授され、其の教授要目が提示されていた。師範学校で簿記が教授され、その教授方法や教材の研究がなされていたことは、ともすれば等閑視されていたように思われる。具体的な教授項目については図表2を参照されたい。

図表2 師範学校校教授要目（一部、専攻科は除く）

	1910(明治43)年5月31日 文部省令第13號		1925(大正14)年4月1日 文部省令第8號		1931(昭和6)年3月31日 文部省訓令第7號		
	本科第一部	本科第二部	本科第一部	本科第二部	本科第一部	本科第二部	
男生徒 ノ部		數學		數學		數學	
第3學年 毎週3時		第1學年 毎週2時		數學での簿記要目は削除		數學での簿記要目は削除	
算術、代数及幾何 簿記 複式簿記 貸借 勘定科目 帳簿記入 結算 單式簿記		算術 簿記 本科第一部二準ス					
師範學校規程第14条第3項 「前項（數學ハ算術、代数及幾何ヲ授ケ且教授法ヲ授クヘシ）の外男生徒ノ就キテハ簿記ノ大要ヲ授クヘシ」 注意 数学科ニ於ケル簿記ハ簡易ヲ旨トシ商業ニ於ケル簿記ニ先チテ之ヲ授クヘシ		師範學校規程第14条第3項ヲ削ル					
農業		農業		農業			

¹¹国民教育会編輯部編(1917)『文検問題集：自一回至最近. 第二輯』国民教育会、第八4頁

	第3學年 每週2時		第5學年 每週2時		第5學年 每週2時	第1學年及第2學年 增加教材 每週2時乃至4時
	農業經濟 農業ノ要素 農業組織（耕種 式集約 程度、大 小農業）農業管理 農業簿記 農 業ノ発達ニ必要 ナル諸機関		農業經濟 農業ノ要素 農業組織 農業管理 農業簿記 農業ノ生産 農業政策 農業ノ発達 農村生活農業ノ 発達ニ必要ナル諸 機関	本科第一部ニ準ス	農業經營 農業簿記 農業政策 農村生活 小学校ニ於ケ ル農業教材ノ 研究	本科第一部ニ準ス
	商業		商業		商業	
	第3學年 第3學 期 每週2時		第5學年 每週2時		第1學年カラ第 3學年 每週1時	第1學年及第2學 年增加教材 每週2時乃至4時
	商業簿記 複式簿記 貸借及 仕譯の意義 勘定科目 仕譯の 練習 帳簿及其 ノ記入法 結算 例題記帳及結算 練習		商業簿記 単式簿記 財產 資本 勘定科目 帳簿記 入 決算 例題記 帳 複式簿記 取引 貸借及仕 訳 勘定科目 仕訣練習 帳簿記 入 決算 例題記 帳 単複二式ノ比較 及転換手続 教授上ノ都合ニ依 リ複式簿記ヲ前ニ シテ単式簿記ヲ後 ニスルモ可ナリ此 ノ場合ニハ教材ヲ 相当ニ按排スヘシ ＊第4學年毎週2時 商事要項 注意 3 簿記ハ 記帳練習ニ重キヲ 置キ計算ノ際ハ珠 算ニヨラシムヘシ	本科第一部女生徒の 部第4学年及び第4学 年ニ準ス	商事要項 商事要項 簿記 教授法及教材ノ研 究 ＊本科第一部男生 徒ノ部ニ於ケル基 本教材ヲ適宜斟酌 シテ教授シ特ニ小 学校ニ於ケル商業 教授法及教材ノ研 究ニ重キヲ置クヘ シ	
	第4學年 第1學 期 每週2時				*第4學年及第 5學年 增加教 材 每週2時乃至 4時	第5學年 每週2時
	複式簿記 主要帳 及補助帳ヲ用フル 場合ニ於ケル帳簿 及諸表ノ種類關係 特種ノ勘定科目 例題記帳及決算練 習 單式簿記 帳簿 及其ノ記入法 決				商事要項 簿記—商業簿記 ノ補充・銀行簿 記 商業實踐	商事要項 簿記—商業簿記 商業實踐 教授法

	算 單複兩式ノ差異及變更ノ手續				
女生徒 ノ部				*第 4 學年及第 5 學年 增加教材 每週 2 時乃至 4 時 農業 農業經營 農業簿記 商業一本科第一部男生徒ノ部ニ於ケル基本教材ヲ適宜斟酌シテ教授スヘシ	*第 1 學年及第 2 學年 增加教材 每週 2 時乃至 4 時 本科第一部女生徒の部第 4 學年及第 5 學年增加教材ニ準ス
	家事	家事	家事	家事	家事
第 4 學年 毎週 2 時 家事經濟 家計簿記	第 5 學年 毎週 2 時 家事經濟 家計簿記			家事經濟	本科第一部女生徒の部第 4 學年及第 5 學年增加教材ニ準ス

出所；筆者作成

5 商業学校

1899(明治 32)年、商業学校通則を廃し、実業学校令に基づく「商業学校規程」が公布され、当初の第 1 種および第 2 種ではなく甲種および乙種の 2 分類に変更された。それぞれの入学資格・修業年限・予科・本科は、図表 3 のとおりである。

商業学校（実業学校）は、実業学校令に基づく「商業学校規程」の学校であり、高等商業学校は実業専門学校ともよばれ、専門学校令に基づく専門学校のことである。なお、実業補習学校でも実業の科目の一つとして商業科目（簿記）が教授されている。図表 4 は、1883(明治 16)年から 1933(昭和 8)年までの、商業の実業専門学校・実業学校・実業補習学校の、学校数、教員数、生徒数、卒業者数を示したものである。1913(大正 2)年より増大していることが明らかになるであろう。

図表 3 甲種商業学校・乙種商業学校

—1899(明治 32)年実業学校令による商業学校規程（文部省令第 10 號）—

商業学校	入学スル者ノ資格	修業年限 授業時数	予科	専攻科
甲種	年齢十四年以上学力修業年限四箇年ノ高等小学校卒業又ハ之ト同等以上トス但外國語ヲ試験科目ニ加フルコトヲ得	三箇年トス但一箇年以内延長スルコトヲ得 毎週三十三時以内トス	予科ヲ附設スルコトヲ得予科ニ入学スル者ノ資格ハ年齢十二年以上学力高等小学校第二学年修了以上ニ於テ之ヲ定ムヘシ	卒業ノ後特ニ商業ニ関スル一科目若クハ數科目ヲ專攻セントスル者ノ為ニ專攻科ヲ置クコトヲ得

乙種	年齢十年以上学力修業年限四箇年ノ尋常小学校卒業以上ニ於テ之ヲ定ムヘシ	三箇年以内トス 毎週三十時以内トス		
----	------------------------------------	----------------------	--	--

出所；筆者作成

図表4 実業専門学校・実業学校・実業補習学校(商業)の教育統計

	学校数		教員数		生徒数		卒業者数	
	實業専門 学校	實業学校 (甲/乙)	實業補習 学校	實業專門 學校	實業補習 學校	實業學校 (甲/乙)	實業專門 學校	實業補習 學校
1883(明治 16)年								
1883(明治 16)年		5		24	2	269	4	
1893(明治 26)年 (注)	1	11	9	39	116	4	259	1,629
1903(明治 36)年	2	439	109	75	730	151	1,231	12,822
1913(大正 2)年	6	6934	209	216	1,158,218	209	3,008	22,695/5,345
1923(大正 12)年	14	16547	409	418	3,111,392	432	5,612	73,524/9,675
1931(昭和 6)年	19	18038	519	630	5,981,367	950	9,224	135,427/9,652
1932(昭和 7)年	21	28441	544	674	6,120,370	987	9,644	138,241/10,312
1933(昭和 8)年	21	29244	535	681	6,337,473	922	10,725	148,628/11,650
								53,262
								3,064
								26,300/3,338
								22,308

(注) 實業補習学校商業については1893(明治 26)年ではなく 1894(明治 27)年の数値。

出所; 文部省實業學局編纂(1936)『實業教育 50 年史續篇』實業教育 50 周年記念會、「附錄」1-7 頁より、筆者作成、一部削除している。

しかし、1921(大正 10)年 3 月、商業学校規程の改正により甲種および乙種の 2 分類は廃止された。「人をして乙種学校は甲種学校に比して劣等なる学校なりというがごとき感を抱かしめ易く入学者の心理にも悪影響を及ぼす恐れあり¹²」というのがその廃止の理由である。

次に商業学校では、どのような学科目が設けられていたのであろうか。大正から昭和初期までの学科目とその注意点を対比したのが図表 5 である。普通科目的変更のうち、法制經濟科が廃止され公民科が設けられた。それは戸田正志(1937)によると「動もすれば概念的な抽象理論に奔り易く且生徒に危険思想を吹き込む機会になされたことも絶無でない」からである¹³。

図表 5 商業学校の学科目—1921(大正)10 年と 1930(昭和 5)年

商業學校規定 大正 10 年 3 月 18 日 文部省令第 17 號						商業學校規定 昭和 5 年 4 月 8 日 文部省令第 17 號					
男 子						男 子					
修身	國語	數學	地理	歴史	理科	修身	公民科	國語	數學	地理	歴史
外國語	法制	經濟	體操	商事要項	簿記	外國語	體操(武道を含む)	商事要項	簿記	商品	商業文
商品	商業文	商業算術	商業實踐	商業地理	商業史	商業算術	商業地理	商業史	商業法規	商業英語	タイプライティング
商業法規	商業英語	タイプライティング	速記			速記	實踐				
第 8 條第 1 項 「但シ圖畫、工業大意其ノ他學科目ヲ加設スルコトヲ得」 第 9 條 商業に関する學科目は、「商事要項、簿記、商品、商業文、商業算術、商業實踐、商業地理、商業史、商業法規、商業英語、タイプライティング、速記術ソノ他必要ナル事項ヲ選擇シテ之ヲ定ヘシ。前項ノ學科目中商事要項、簿記、商品、商業文、商業算術、商業實踐ハ之ヲを缺クコトヲ得ス但シ第 1 條第 1 項第 1 號ノ學校（尋常小學校一筆者）中修業年限 3 年ノモノ、女子ノ學校及特別ノ必要ニ依り文部大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ニ於テハ、商品、商業實踐ヲ課セサルコトヲ得」						第 8 條第 2 項 「但シ圖畫、音樂其ノ他ノ學科目ヲ加設スルコトヲ得」 第 9 條ノ 2 「商業に関する學科目及實踐ハ其ノ一部ヲ選択科目トナスコトヲ得」					
女 子						女 子					
修身	國語	數學	地理	歴史	理科	修身	國語	數學	地理	歴史	理科
外國語	家事及裁縫	商事要項	簿記	商品	商業文	外國語	家事及裁縫	商事要項	簿記	商品	商業文
商業算術	商業實踐	商業地理	商業史	商業法規	商業英語	商業算術	商業地理	商業史	商業法規	商業英語	タイプライティング
タイプライティング	速記					速記					
第 8 條第 2 項 「但シ圖畫、音樂其ノ他ノ學科目ヲ加設スルコトヲ得」						第 8 條第 2 項 「但シ圖畫、音樂其ノ他ノ學科目ヲ加設スルコトヲ得」 第 9 條ノ 2 「商業に関する學科目及實踐ハ其ノ一部ヲ選択科目トナスコトヲ得」					

出所；筆者作成

普通科目の後に商品、商業算術、商事要項と簿記等の商業科目が掲げられている。商業

¹²前掲書 教育史編纂会編(1939) 第 7 卷、813 頁。

¹³戸田正志(1937)『商業教育總論』商業教育研究會、164 頁。

実践の科目は、1930(昭和 5)年の改正により商業科目と並列に「商業科目及実践」と改正されている。実践は履修した各科目的総合統一したものであり、一個の有機的総合科目と位置付けたからであろう。簿記科の教授要目は、1910(明治 43)年に設けられて以来、幾度かの改正がなされている¹⁴。その改正の教授要目（要綱）については、見当たらない。そのため、改正の教授要目を反映したとされる吉田良三の簿記教科書によりその変遷を見るしかないと思われる所以、図表 6 によって各教科書の項目を列挙してみた。各項目を参照されたい。1935(昭和 10)年までは、取引要素の数等以外の項目はあまり変わっていないが、それ以降、資本の概念の変更（負債性から資本性への変更）等や勘定学説等の記述が追加されるなど、それまでのものと大幅に異なっている。

6 小括

明治の終わりから大正・昭和の戦前までの会計教育についてまとめると次のようになるであろう。

(1) 会計教育の目的—商業教育全般として論じられることが多いが、会計教育の目的は、はたして、一般陶冶目的なのか、あるいは職業的陶冶目的なのかである。当時は職業教育・一般教育としてではなく、ケルシェン・シュタイナーの影響から陶冶・訓育が教育上議論された。実業科目の一つであった商業学校はもちろん高等小学校や中学校においても、卒業後職に就く生徒が大半であったので、後者の職業的陶冶を目的としたものであったといいうるであろう。大原が主張し続けた、一般陶冶目的つまり教養としての会計教育という発想は、戦後になるまで考えられなかつた。小学校以降の学校系統を普通科と実業科と分岐させたことに起因している。そのため、実業学校（商業学校）では、一般的陶冶を軽視した「商業の教育」に重点を置き、一般教育つまり「商人の教育」を軽視する傾向にあった。反対に普通教育の学校ではその逆の状況であった。それゆえ、初等・中等の普通教育を主とする学校の中に、実業（会計）科目を導入することは、困難な状況だったと思われる。当時の商業学校の卒業後の進路において、大半は、家業等の職に就いている。なお、資料では明らかでないが、高等学校や高等商業学校へ進学希望の生徒は、たいへん苦労していたようである。そのため教育課程を一部変更して（たとえば商業算術を数学に）授業を行っていたと当時の教員に聞いたことがある。

(2) 会計は科学か技術かについての議論—学校での会計教育では何を教えるのか。単に技術を教えるだけでよいのかについて議論されていた。明治期より、教科書名として、「○○簿記」「○○簿記学」の名称が用いられてきた。それは、執筆者の簿記に対する考え方反映しているように思われる。学問ない学（Science）として教えるのか、あるいは技

¹⁴ 最初の簿記教授は「甲種高等学校簿記算術教授要目」として公表された（『官報』第 8059 號(11)、1910(明治 43)年 5 月 6 日）。その後「要目」は「要綱」（1921(大正 13)年）『商業學校簿記教授要綱』、文部省實業學務局）に変更されているが、変更（改訂）年度、回数等は明らかでない。

術（Art）として教えるのかという議論を踏まえて名付けられていたように思われる。

吉田良三(1914)『近世簿記精義』の初版において次のように記述している¹⁵。

「簿記（Book-keeping）の意義に関しては、学者により種々の定義を下し居るも、要するに営業取引を記録し、之れに依って取引の永久的記録を作り、是等取引が財産上に及ぼせる結果を、出来得る限り正確、明瞭に計算處理する學術なり。其の記帳の原理、科目の分類、帳簿の組織等を研究するは所謂「學」（Science）にして、此の原理法則の下に取引を記録するは所謂「術」（Art）たるなり」

昭和になり、太田哲三が、下記のように科学か技術かについての議論は、一つの結論を出し、簿記学の体系を明らかにした¹⁶。これ以降、科学か技術かについての議論はなされなくなったようである。

「簿記が方法なりや學なりやの議論は陳腐な論である。たとへそれが方法であっても理論的方法が與へられ、又その原理が一般に應用し得るならば、學として存在の意義がある。・・・簿記學の内容をなすものは次の事項であらう。(1) 貸借理論、即ち勘定理論又は簿記理論—簿記の方法、機構に関する理論的研究。(2) 勘定組織論即ち各種勘定処理法の研究。(3) 帳簿組織論即ち各種帳簿の關係。(4) 決算諸表論即ち決算時に作成する各種の財務諸表の形式並に其の關係に就いての研究。」

しかし、簿記から会計へ移行するにつれて、会計については、「会計学」の呼称が増加し、ふたたび科学か技術かについての議論が生じているように思われる。

(3) 会計教育と簿記会計の書物—明治期には簿記教科書の出版は多くなされたが、大正期になると、説明方法や外国文献の影響を受けた研究が進んだ。1910(明治 43)年出版の、ハットフィールドの書物を基にした吉田良三の『會計學』は、簿記から会計へと重点が移行するきっかけにもなったと思われる。導入段階では、擬人法的な説明方法は、次第になくなり、取引要素を基礎とした等式による説明方法が用いられるようになった。昭和になると、貸借対照表を用いたいわゆる貸借対照表導入法等各種の工夫した教科書が見られるようになった。1930(昭和 5)年の「商工省財務諸表準則」あたりから、その解説を兼ねた会計教科書が主流を占めるようになり、学校における会計教育の内容が、以前よりさらに画一化されるようになってきた。単なる記帳方法だけでは満足ができない学習者のために、また高等商業学校への入試簿記対策のための参考書として、大正から昭和初期までに大部の簿記会計の書物（銀行簿記や工業会計を除く）が刊行された。それを下記に列挙している。多くの版を重ねているのは、吉田良三と、監査への倫理の重要性を指摘したり、簿記の陰陽学説として有名な木村禎橘の書物である。前者は、各種の商業学校で採用された吉田簿記教科書の参考書ないし研究書として用いられたためと思われる。後者の書物も大部の割には、非常に多くの版を重ねている。各取引を、表によつて詳細に整理したり、付録に高等商業学校の入試問題、当時の簿記会計の参考文献等が

¹⁵吉田良三(1914)『最新式 近代簿記精義』同文館、1 頁。

¹⁶太田哲三[1940]『改訂商業簿記』高陽書院、6 頁。

記述されており、事典代わりに用いられたためであろう。

- ・古館市太郎(1923)『實踐簿記及會計講義』尚文堂、初版、本文 924 頁。
- ・蒲生保郷(1927)『會計學原論：會計學緒論・簿記論』大阪屋號書店、初版、本文 776 頁。
- ・吉田良三(1933)『最新式 近代簿記精義』同文館 15 版、本文 845 頁 (初版. 1914、715 頁)。
- ・木村禎橋(1939)『訂補簿記計理學綱要 (昭和版)』寶文館、15 版、本文 1090 頁 (初版. 1916、902 頁。)
- ・白崎豊(1940)『支配人會計學：經營指針としての規範會計學』ダイヤモンド社、初版、本文 785 頁。

また会計を中心に記述した下記の書物もよく読まれたようである。

- ・黒澤清(1953)『會計學改訂増補版』千倉書房、本文 782 頁 (初版 1933、268, 175 頁)。
- ・太田哲三(1922)『會計學綱要：全』巖松堂、本文 410 頁。
- ・太田哲三(1935)『會計學概論改訂増補』高陽書院、本文 461 頁 (初版 1932、413 頁)
大正から昭和初期までに翻訳・刊行されたのは、次の書物である。最初のものを除けば、その後の会計教育にも多くの影響を与えたと思われる。ただ具体的な会計教育についての文献の翻訳や紹介は戦後になるまで行われていなかった。
- ・チャールス、エム、ヴァンクリーヴ原著；中村茂男全譯(1915)『新説改良複式簿記』同文館。
- ・ヨハン・フリードリッヒ・シェヤー著；林良吉譯(1925)『會計及び貸借對照表』同文館。
- ・アルバート・クレア・ホツヂ、ゼームス・オスカー・マツキンセー共著；川添貞彦訳(1930)『會計學原論』全日本計理士協会出版部。
- ・ケスター著；沼田嘉穂譯(1932)『ケスターの貸借對照表論』森山書店。
- ・ケスター著；沼田嘉穂譯(1932)『合併貸借對照表論』森山書店。
- ・シュミット著；平井泰太郎監修；山下勝治邦譯(1934)『有機觀對照表學說』高陽書院。

図表6 同一著書（「吉田良三」）による簿記教科書の項目の変遷

近世商業簿記 (1914(大正3)年初版)	近世商業簿記 (1919(大正8年改訂20版)	近世商業簿記 (1923(大正12)年第2回改 訂30版)	商業簿記提要 (1935(昭和10)年15版)
(2、2、13、410p)	(2、2、13、410p)	(3、16、448p)	(2、2、2、6、400、11p)
第一章 總説	第一章 總説	第一章 總説	第一篇 總論
第1節 簿記の意義	第1節 簿記の意義	第一節 簿記の意義目的及効用	第一章 基礎概念
第2節 簿記の目的	第2節 簿記の目的	第二節 簿記の種類	第二篇 複式簿記の組織
第3節 簿記の効用	第3節 簿記の効用	第三節 簿記の沿革	第三章 複式簿記の基礎
第4節 簿記の種類	第4節 簿記の種類	第二章 財産資本及損益	第四章 勘定科目
第5節 簿記の歴史	第5節 簿記の歴史	第一節 財産	第五章 帳簿
第二章 複記式原理	第二章 財産及資本	第二節 資本	第六章 決算
第一節 資産負債及財産高	第一節 資産負債	第二節 損益	第三篇 勘定科目
第二節 取引	第二節 資本及其増減	第三章 取引	
第三節 複記の意義	第三章 取引	第一節 取引の意義	第七章 勘定科目總説
第四節 取引構成要素及其結合關係	第一節 取引の意義	第二節 取引の種類	第八章 現金關係勘定
第五節 貸借の適用	第二節 取引の種類	第四章 複式簿記の組織	第九章 手形勘定
第六節 仕譯及勘定科目	第四章 複式簿記の數理的基礎	第一節 事業財政表示法	第十章 債権債務勘定
第三章 勘定科目的分類	第一節 財産及資本の増減と勘定口座の左 右記入關係	第二節 財産及資本の増減と之が勘定に依 る記録法	第十一章 商品勘定
第一節 資産負債勘定	第二節 取引の複記と左右の平均	第三節 取引の複記と左右の平均	第十二章 特殊賣買勘定
第二節 損益勘定	第五章 貸借仕譯	第四節 勘定口座の決算	第十三章 固定資産勘定
第三節 資本主勘定	第一節 貸借の適用	第五章 貸借仕譯	第十四章 資本勘定
第四章 帳簿及記帳	第二節 仕譯	第一節 貸借の適用	第十五章 損益勘定

第一節 帳簿	第六章 勘定科目	第二節 仕譯	第四篇 帳簿
第二節 記帳	第一節 財産勘定	第六章 勘定科目	第十六章 帳簿總説
第五章 決算	第二節 損益勘定	第一節 財産勘定	第十七章 仕譯帳
第一節豫備手續	第三節 資本主勘定	第二節 損益勘定	第十八章 現金出納帳
第二節 決算の種類及手續	第七章 帳簿及記帳	第三節 資本主勘定	第十九章 仕入帳
第三節 決算報告表	第一節 帳簿	第四節 仕譯練習問題	第二十章 賣上帳
第六章 記帳練習例題及應用計算問題	第二節 例題記帳	第七章 帳簿	第二十一章 手形記入帳
第七章 帳簿組織及事務分掌	第五章 決算	第一節 帳簿	第二十二章 元帳
第一節 帳簿組織の變遷	第二節 豊備手續	第二節 例題記帳	第二十三章 帳簿組織
第二節 事務の分掌と帳簿の所屬	第一節 元帳締切手續	第五章 決算	第二十四章 取引證憑書と傳票
第八章 現金出納帳	第三節 決算報告表	第一節 豊備手續	第五篇 諸表
第一節 近世簿記に於ける出納帳の性質	第九章 記帳練習例題	第二節 元帳締切手續	第二十五章 試算表
第二節 記帳法及轉記法	第十章 記帳技術の進歩及帳簿組織の變遷	第三節 決算報告表	第二十六章 櫃卸表及財產目録
第三節 二折現金出納帳	第十一章 現金出納帳	第九章 記帳練習例題	第二十七章 精算表
第四節 現金式仕譯帳	第一節 記帳法及轉記法	第十章 記帳技術の進歩及帳簿組織の變遷	第二十八章 貸借對照表
第九章 仕入帳	第二節 現金及當座預金出納帳	第十一章 現金出納帳	第二十九章 損益計算書
第一節 性質記帳法及轉記法	第三節 特別欄の利用	第一節 記帳法及轉記法	第六篇 特殊問題
第二節 現金仕入に關する記帳法	第十二章 仕入帳	第二節 現金及當座預金出納帳	第三十章 支店會計
第三節 多折仕入帳	第一節 掛仕入の記帳及轉記法	第三節 特別欄の利用	第三十一章 精算及破產會計
第十章 賣上帳	第二節 現金仕入の記帳及轉記法	第十二章 仕入帳	第二十二章 簿記學説
第一節 性質記帳及轉記法	第三節 多折仕入帳	第一節 掛仕入の記帳及轉記法	第二十三章 簿記の沿革
第二節 現金賣に關する記帳法	第四節 返送品に係る記帳法	第二節 現金仕入の記帳及轉記法	

第三節 多桁賣上帳	第十三章 賣上帳	第三節 多桁仕入帳
第四節 賣上帳の分割	第一節 掛賣に係る記帳及轉記法	第四節 反送品に係る記帳法
第十一章 反送品及戻り品に關する記帳法	第二節 現金賣に關する記帳及轉記法	第十三章 賣上帳
第一節 反送品記入帳	第三節 多桁賣上帳	第一節 掛賣に係る記帳及轉記法
第二節 戻り品記入帳	第四節 賣上帳の分割	第二節 現金賣に關する記帳及轉記法
第十二章 手形及手形取引の記帳法	第五節 戻り品に係る記帳法	第三節 多桁賣上帳
第一節 手形總説	第六章 手形仕譯帳及手形取引記帳法	第四節 賣上帳の分割
第二節 手形記入帳	第一節 手形總説	第五節 戻り品に係る記帳法
第三節 手形取引記帳法	第二節 手形仕譯帳	第六章 手形仕譯帳及手形取引記帳法
第十三章 仕譯帳	第三節 手形取引記帳法	第七章 手形總説
第一節 特殊仕譯帳	第十五章 仕譯帳	第一節 手形仕譯帳
第二節 固有仕譯帳	第一節 特殊仕譯帳	第二節 手形取引記帳法
第三節 仕譯帳の様式	第二節 普通仕譯帳	第三節 手形取引記帳法
第十四章 元帳	第三節 多桁仕譯帳	第十五章 仕譯帳
第一節 元帳の地位及現金出納帳との關係	第十六章 元帳	第一節 特殊仕譯帳
第二節 元帳の様式	第一節 元帳の性質及様式	第二節 普通仕譯帳
第三節 元帳の分割	第二節 總勘定元帳と補助元帳	第三節 多桁仕譯帳
第十五章 商品勘定の分割と賣買勘定	第三節 勘定口座排列順序轉記法	第四節 元帳の性質及様式
第十六章 試算表	第十七章 取引證憑書及分課制度と帳簿との關係	第五節 總勘定元帳と補助元帳
第一節 試算表の發見し得る誤謬	第一節 取引證憑書と帳簿との關係	第六節 勘定口座排列順序轉記法
第二節 試算表の發見し能はざる誤謬	第二節 分課制度と帳簿との關係	第七章 取引證憑書及分課制度と帳簿との關係
第三節 残高試算表と決算諸表との關係	第十八章 商品勘定の分割	第一節 取引證憑書と帳簿との關係

第十七章 決算整理事項	第十九章 試算表	第二節 分課制度と帳簿との関係
第一節 固定資産の減價消却	第一節 試算表の發見し得る誤謬	第十八章 商品勘定の分割
第二節 未拂費用の處理	第二節 試算表の發見し能はざる誤謬	第十九章 試算表
第三節 未経過費用の處理	第三節 残高試算表と決算諸表との關係	第一節 試算表の發見し得る誤謬
第四節 買掛金に対する貸倒準備金	第二十章 決算整理事項	第二節 試算表の發見し能はざる誤謬
第十八章 記帳練習例題及應用計算問題	第一節 商品棚卸	第三節 残高試算表と決算諸表との關係
第十九章 委託品	第二節 減買消却	第二十章 決算整理事項
第一節 總説	第三節 未拂費用の處理	第一節 商品棚卸
第二節 委託者側の記帳	第四節 未経過費用の處理	第二節 減買消却
第三節 受託者側の記帳	第五節 未収利益の處理	第三節 未拂費用の處理
第二十章 組合利	第六節 未経過利益の處理	第四節 未経過費用の處理
第一節 總説	第七節 賣掛金に對する貸倒準備金	第五節 未取利益の處理
第二節 記帳法	第二十一章 記帳例示	第六節 未経過利益の處理
第二十一章 部門計算	第二十二章 記帳例題及應用計算問題	第七節 賣掛金に對する貸倒準備金
第二十二章 會社の會計	第二十三章 勘定科目の分類	第二十一章 記帳例示
第一節 合名會社の會計	第一節 科目分類法	第二十二章 記帳例題及應用計算問題
第二節 合資會社の會計	第二節 特殊勘定の説明	第二十三章 勘定科目的分類
第三節 株式會社の會計	第三節 統轉勘定	第一節 科目分類法
第四節 株式合資會社の會計	第二十四章 委託品	第二節 特殊勘定の説明
第二十三章 カード式及ルーズ、リーフ式	第一節 總説	第三節 統購勘定
第一節 總説及利用の範圍	第二節 委託者側の記帳	第二十四章 委託品
第二節 カード式	第三節 受託者側の記帳	第一節 總説

第三節 ルーズ、リーフ式	第二十五章 組合射利	第二節 委託者側の記帳
第二十四章 單記式簿記	第一節 總説	第三節 受託者側の記帳
第一節 帳簿及記帳	第二節 記帳法	第二十五章 組合射利
第二節 財政状態及純損益算出法	第二十六章 會社の會計	第二節 總説
第三節 單複變更手續	第一節 合名會社の會計	第二節 記帳法
第四節 單記式と複記式との比較	第二節 合資會社の會計	第二十六章 會社の會計
	第三節 株式會社の會計	第一節 合名會社の會計
	第四節 株式合資會社の會計	第二節 合資會社の會計
	第二十七章 記帳練習例題	第三節 株式會社の會計
	第二十八章 カード式及ルーズリーフ式	第四節 株式合資會社の會計
	第一節 カード式の構造及特徵	第二十七章 記帳練習例題
	第二節 ルーズリーフ式の構造及特徵	第二十八章 カード式及ルーズリーフ式
	第三節 兩式利用の範圍	第一節 カード式の構造及特徵
	第二十九章 單記式簿記	第二節 ルーズリーフ式の構造及特徵
	第一節 帳簿及記帳法	第三節 兩式利用の範圍
	第二節 資產負債表の調整及純損益金算出法	第二十九章 單記式簿記
	第三十章 單複兩式の比較及轉換手續	第一節 帳簿及記帳法
	第一節 單複兩式の比較	第二節 資產負債表の調整及純損益金算出法
	第二節 單複轉換手續	第三十章 單複兩式の比較及轉換手續
		第一節 單複兩式の比較
		第二節 單複轉換手續

出所：筆者作成

(4) 高等商業学校への入試簿記一大正期から昭和にかけて高等商業学校への進学者が増加するにつれ、入試科目の一つである簿記を考慮した教育がなされるようになった。簿記の入試問題集やそれを取り入れた教科書が刊行されるようになり、入試のための簿記教授が出現する。そのことは一部の生徒に対してであったとしても、簿記会計教育の目標に、実務に就くための準備だけでなく、あらたに進学準備へ目的が追加されたようになったことを意味する。

ではどのような問題が出題されていたのであろうか。一例として、1922(大正 11)年 3月名古屋高等商業高等学校の問題を下記に掲げておく¹⁷。一般的に記述式問題と仕訳・計算・作表の問題が多かったようである。このような入試対策のための会計教育は、戦後に多くの大学の一般入試科目から簿記が除外されるまで続くのである。また、上に述べた大原のように大々的に教養や社会生活のための簿記会計教育を主張した者は、戦後まで見当たらない。

高等商業高等学校入試問題（1911(大正 11)年 3月名古屋高等商業高等学校）

第一問題 次の語の区別を、説明せよ。

- (イ) 利益配當と利息配當
- (ロ) 資本と資本金と
- (ハ) 固定資産と不動産と
- (二) 決算と結算と
- (ホ) 償却と償還と
- (ヘ) 繰越金と繰延資産と
- (ト) 棚卸表と財産目録と
- (チ) 仕譯帳と日記帳と

第二問題 帳簿組織の作成と変更に伴う必要な記録方法を説明せよ。（省略）

第三問題 商法上に於ける商業帳簿の範囲を問ふ

7 中学校(戦後)

戦後 1945(昭和 20)年 8 月「戦時教育令」が廃止され、翌年には日本国憲法が制定され、民主国家への道を進み始めた。連合国最高司令部(GHQ)は、その部内に民間情報教育(CIE)を設置し、日本の教育について管理し、文部省は、この部からの指令に基づき必要な措置を行った。1946 年(昭和 21)年 3 月、第一次連合国軍最高司令部に提出された米国教育使節団報告書において、教育目的として「教育は個人を、社會の責任ある協力的成員たらしめるよう準備すべきである¹⁸」と述べ、職業教育については、「民主主義の防護者を創設す

¹⁷寶文館編輯所編(1923)『最近簿記問題詳解』大葉久吉、216-240 頁。

¹⁸米国教育使節団 [編][他](1946)『聯合国軍最高司令部に提出されたる米国教育使節団報告書(文部省・訳)』東京都教育局教育、12 頁。

るために、日本の教育者は、精神だけで働く人々と同様に、器具を持って働く人々に對しても敬意を払うように国民を誘導しなければならない」と述べている¹⁹。

1947年(昭和22)年3月、学校基本法が公布され、翌月より施行された。小学校と中学校の目的を次のように規定した。

第十七条「小学校は、心身の発達に応じて、初等普通教育を施すことを目的とする」

第三十五条「中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、中等普通教育を施すことを目的とする」

第三十六条では、「中学校における教育については、前条の目的を実現するために、左の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。一 小学校における教育の目標をお充分に達成して、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。二 社会に必要な職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。三 学校内外における社会的活動を促進し、その感情を正しく導き、公正な判断力を養うこと。」

と規程している。教育課程及びその取り扱いについては、学習指導要領に基づいてなされることになった。この第36条第1項第2号に基づき新制中学校に、「職業科」が設置され、農業、商業、水産、工業、家庭がそれぞれ1科目として配置された。生徒はそのうち1科目又は数科目を学習することができ、その内容や取り扱いが提示された。1949(昭和24)年5月の局長通達により「職業科」は「職業及び家庭科」に改正され、同年9月に「職業・家庭科」と改称された。当時中学校における会計教育が、どのような考え方で、どのように行われていたかを検討することは、会計リテラシーを考える一例となるであろう。以下、それについて述べる。

1947(昭和22)年「学習指導要領職業科商業編(試案)」が工業、農業、水産、家庭編とともに中学校における教育課程が提示された。その前文で「土農工商」を批判し、中学校における商業教育の有用性について次のように述べている²⁰。

「中学校における商業の教育は、わが国が建設しようとする新興国家の国民の知的水準を、社会経済並に産業に関する理解程度において規定するものであって、たとえ商業以外のいかなる職業に従事するものでも、その人が社会人として経済生活を営む以上、おののが現在おかれている社会経済状態がどんなであるかを、理解し、会得することができるような知識・技能を与えるものである。特に、商業が生産者と消費者との間に立って、物資の配給に任じ、国民生活上必要な原料・材料及び商品の需要と供給とを調節して、国民経済を円滑ならしめ、産業を発展せしめる業務であるという、特殊性を認識させなければならない。商業があればこそ、われわれは国内はいうまでもなく、世界のあらゆる方面から、あまたの必需物資を手に入れることができ、充実した文化の香りの

¹⁹同上書、261頁。

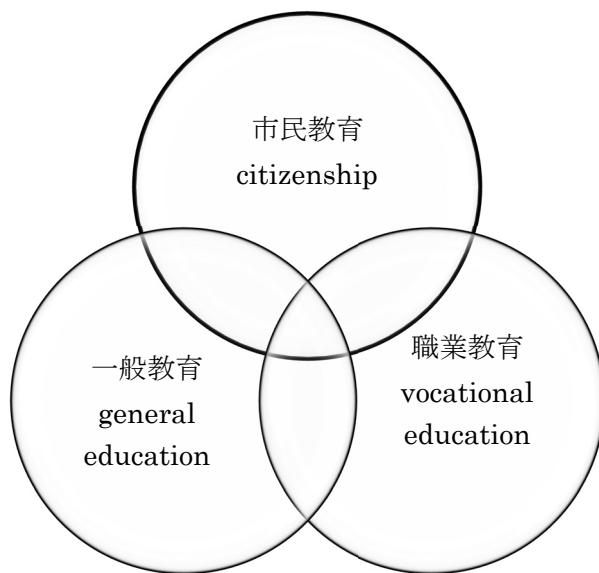
²⁰ 1947(昭和22)年『学習指導要領職業科商業編(試案)』

(<https://www.nier.go.jp/guideline/s22ejt/index.htm>)

高い生活を営むことができるるのである。商業が全くなくなった社会を考えてみるとよい。われわれの生活がどんなに困るかは想像するだも恐ろしいくらいであろう。たとえば、たった一つの交通・通信機関が全滅した、大正年間の関東の大震災のときでもほぼ想像がつくであろう」

当時、職業教育と一般教育との関係をどのように考えていたのであろうか。職業教育は、職業を通して社会の成員として寄与する人間を育てる教育であり、職業教育と一般教育は、はっきり区別できるものではなく、またただ単に個人生活準備のためだけではないのである。それゆえ一般教育と共にすべての生徒が学ぶ必要がある。一般教育も職業教育と密接に関係を持つことによって市民教育が成立する。Struck F.T.(1945, p.5)の図1の考え方を取り入れられている²¹。このような考え方から、職業教育の一つである会計教育が、中学校の「職業科」の科目の一つとして導入されたのであろう。

図表7 一般教育・職業教育・市民教育の相互関係



出所 ; Struck F.T.(1945)²².

同年、「学習指導要領職業科商業編（試案）」に基づき、中学校簿記教科書が発行されている。この教科書の存在についてはあまり知られていない。その学習項目を 1947(昭和 22)年

²¹佐藤寛次(1954)「職業・家庭科教育の展開」28-29 頁（職業教育協会(1954)『新版生活の喜び学習指導書』開隆堂出版株式会社）

²² Struck F.T.(1945) *Vocational Education For A Changing World*, John Wiley & Sons, Inc.
p.5.

版と 1949(昭和 24 年)版とを図表 8 に示している。とりわけ後者の版は非常に簡潔明瞭で、現代でも用語等の修正をすれば使用可能な内容となっている。簿記の教科書の編修について、そのまえがきを下記のように述べている²³。

「従来の教科書によく見られたような、意義とか目的とか原理とかを最初にかかげて、それから内容にはいってゆくという方法は、この教科書ではすて去って、そりかわり、はじめから例題によって実際の記帳を行い、それによって簿記というもののあらましが、身についてわかった後で、原則とか意義とか効用とかを、はっきりさせる方針をとった。ちょうど、水泳を習うのに、畳の上で手足の動かし方をならってから水にはいるのではなくに、まず水にはいって、ともかくも身体が浮くようになってから、はじめて手足の動かし方を習ってゆく方が、習うことの意味がよくわかり、実地に役にたち、そしてまた、興味もわくのと同様である。このような趣旨で編修された本書では、当然の結果として、語句はできるだけ難解なものをさけ、記述はきわめて平易な文章を用い、例題も生徒の生活に直接関係のあるものを選んだ。そのため語句の意義は多少徹底を欠くところもある。しかし、はじめて簿記を習う者にとっては、正確で徹底的なことを欲して、難澁するよりも平明にして、要点をつかむことを主眼とすべきであると思われる」

図表 8 文部省著作教科書『中学簿記』

文部省著作教科書『中学簿記』 1947(昭和 22)年版 修正発行 文部省 全 84 頁	文部省著作教科書『中学簿記』 1949(昭和 24 年)3 月発行 文部省 全 91 頁
<p>まえがき</p> <p>1. 収支計算のやり方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 現金の計算はどうするのか 2. 簿記とはどんなことか 3. 記帳上の注意のいろいろ 4. 企業の計算はどんなにして行われるか <p>2. 資本計算のやり方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 資本や資産はどんなものか 2. 貸借対照表や損益計算書はどんなものか <p>3. 簿記の取引とはどんなことか</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取引ではどんなことをするのか 2. 取引にはどんな種類があるのか 3. 取引の対立関係とはどんなことか <p>4. 勘定について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 勘定ではどんなことをするのか 2. 仕訳ではどんなことをするのか 3. 資産勘定はどう細分されるか(その一) 4. 資産勘定はどう細分されるか(その二) 5. 債負勘定はどう分類されるか 6. 資本勘定はどう分類されるか 7. 損失勘定及び利益勘定はどう分類されるか <p>5. 帳簿について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 帳簿にはどんなものがあるか 2. 仕訳帳とはどんな帳簿か 3. 元帳とはどんな帳簿か <p>6. 決算のやり方</p>	<p>まえがき</p> <p>1. 記録計算の方法</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. どんな方法があるか、 2. どれがよいか (練習題 1、2、3) <p>2. 取引の記録計算の方法</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. いろいろな取引をどうして計算するか 2. どんな方法があるか 3. 掛買・掛売はどう記帳するか (練習題 4、5、6) 4. 勘定記入の間違いを防ぐにはどうするか (練習題 7、8、9) <p>記帳例題</p> <p>3. 記録計算のまとめ方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. どうして検算するか (練習題 10) 2. 営業成績と営業の現状を表わすにはどうするか 3. 勘定はどう始末するか (練習題 11) <p>4. 帳簿</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 帳簿はどうつけるか (練習題 12) 2. 補助簿はどうつけるか 記帳練習例題(第一例題) <p>5. 勘定科目と勘定記入の法則</p> <p>1. 勘定科目はどう分類されるか、勘定記入の法則はど</p>

²³文部省(1949)『中学簿記』文部省、1-2 頁。

1. 決算の手続き(その一) 2. 決算の手続き(その二) 3. 決算の手続き(その三) 4. 決算の手続き(その四) 記帳練習例題(その一) 7. その他特殊事項にはどんなことがあるか 1. 手形取引の記帳はどうするのか 2. 現金出納帳の特殊仕訳帳としての用い方 3. 単式簿記とはどんな簿記か 記帳練習例題(その二)	うなるか (練習題 13) 2. 簿記のしくみの特長 3. 勘定科目について特に注意する必要のあること (練習題 14) 6. 取引 1. 取引とはどんなことか 2. 取引はどう分類されるか 3. 取引の対立関係をまとめてみるとどうなるか (練習題 15) 7. 決算 1. 決算はどんな順序で行われるか (練習題 16、17) 記帳練習例題（第二例題） 8. 簿記の意義と効用 1. 手形取引の記帳 (練習題 18) 2. 記帳の能率を上げるにはどうすればいいか (練習題 19、20、21) 3. 伝票について 記帳練習例題（第三例題）
--	--

出所；筆者作成

その後、指導要領は改正され、1951(昭和 26)年、「中学校学習指導要領職業・家庭科編（試案）」が刊行される。その第 2 節に「職業・家庭科」の目標を次のように規定している²⁴。

「職業・家庭科の目標は、家庭および社会の一員として、その家庭や社会の発展のために力を合わせることの意義を自覚し、それに必要な知識・技能・態度を身につけ、みずから的能力に応じた分野を受け持つて、その力をじゅうぶんに発揮するようになることにあるが、これをさらに細かく分けてみると次のようになる。

1. 実生活に役だつ仕事をすることの重要さを理解する。
2. 実生活に役だつ仕事についての基礎的な知識・技能を養う。
3. 協力的な明るい家庭生活・職業生活のあり方を理解する。
4. 家庭生活・職業生活についての社会的、経済的な知識・理解を養う。
5. 家庭生活・職業生活の充実・向上を図ろうとする態度を養う。
6. 勤労を重んじ、楽しく働く態度を養う。
7. 仕事を科学的、能率的に、かつ安全に進める能力を養う。
8. 職業の業態および性能についての理解を深め、個性や環境に応じて将来の進路を選択する能力を養う。

この改訂では、職業・家庭科の教育内容を、1. 仕事、2. 技能、3. 技術に関する知識・理解、4. 家庭生活・職業生活についての社会的、経済的な知識・理解、の 4 つの項目からなりたつとし、その上に立って職業教育を具体的展開している。この要領に参画し

²⁴文部省(1951)『中学校学習指導要領職業・家庭科編（試案）』
[\(<https://www.nier.go.jp/guideline/s26joh/index.htm>\)](https://www.nier.go.jp/guideline/s26joh/index.htm)

指導的立場を發揮したとみられる海後宗臣によると、この要領の考え方は世界に先駆けたものと評している。職業の分類や仕事内容は異なっているが、現在米国が行っているキャリア教育と考え方が類似している。各生徒が次の4分類、6項目以上にわたって学ぶように計画することとしている。

- 第1類 栽培・飼育・漁・食品加工
- 第2類 手技工作・機械操作・製図
- 第3類 文書事務・経営記帳・計算
- 第4類 調理・衛生保育

現在とは社会の変化により仕事の内容が異なっているが、会計（要領では第3類「経営記帳」と呼称している）の仕事に焦点をあてながらその内容の一部を紹介しよう。まず技能の違いに基いて会計（経営記帳）の仕事を分類列挙する（図表9参照）。この分類は啓発的経験の広さを考える場合に基準になる。次に技能および技術に関する知識・理解の観点から、各仕事に含まれる技能、および技術に関する知識・理解を小項目ごとに掲げる（図表10参照）。最後に、上記教育内容4の家庭生活・職業生活についての社会的、経済的な知識・理解（家庭生活のありかた・家族関係・家庭経済・衣食住の計画・管理・家庭と保育・能率と休養・わが国の産業と職業・各種産業における職業人・雇用と職業の安定・個性と適職、表中の項目の番号の内容は省略している）を加味したものが図表11である。会計（経営記帳）を要領では、当時の状況を反映して、都市商業地域男子向き課程として扱っている。留意点として、「この課程における教育内容の大きな特色は、取り上げられる仕事が農耕や手技工作のような直接生産的なものが少なく、紙の上や頭の中で処理する仕事が多いということである。したがって単元構成を誤ると抽象的で無味乾燥となり、実生活と遊離した学習活動となる危険がある。そこでこの地域の生徒の興味や関心、社会の必要の中から仕事をとらえ、これを生活に即して有機的に総合すると同時に、各単元を通してそれぞれの仕事が体系づけられていなければならない」と述べている²⁵。

その後1958(昭和33)年の指導要領の改正により、中学校から商業(会計)が除外された。なぜなのであろうか。当時、中学校の技術科学習指導要領の内容作成委員会の委員長だった細谷俊夫が「技術・家庭科の成立期を回顧し、今後の「技術教育」を考える」の対談で、その理由を次のように述べている²⁶。

「・・・商業を代表して参加しておられた中野9中の校長さんは、商業が少しも考慮されないと困っておられましたが、全くその方の立場を考えるとお氣の毒でした」

家庭科は、「職業科」の名称に反対し、家庭科を配慮するよう要望した結果、「職業・家庭科」と改称された。その後、科学技術振興を教科名ということで、1958(昭和33)年の「技術科」に決定した時も、家庭科のいわゆる政治的な要望ないし圧力で「技術・家庭科」

²⁵文部省(1951)『中学校学習指導要領職業・家庭科編(試案)』日本職業指導協会、96頁。

²⁶細谷俊夫(1974)「一細谷俊夫先生に聞く一技術・家庭科の成立期を回顧し、今後の「技術教育」を考える」技術教育No.264、514頁。

に変更があったと述べられている。どうも商業科は、中学校への導入に対して強い要望をしなかつたため、蚊帳の外に置かれ、中学校から商業（会計）教育は消えたようである。

図表9 会計（経営記帳）の仕事²⁷

大項目	中項目	小項目	例
経営記帳	記 帳	日常取引記入帳	こづかい帳・家計簿・現金出納帳・仕入れ帳・売上げ帳・商品有高帳・仕入れ先元帳・得意先元帳・仕訳帳・総勘定元帳
		決 算 諸 表	試算表・たな卸表・損益計算書・貸借対照表
		伝 票	入金伝票・出金伝票・振替伝票・仕入れ伝票・売上げ伝票
	経営管理	生 産 管 理	経営の計画、仕事の計画、作付け計画、施肥計画、道具の管理、原料・材料の準備
		家 庭 管 理	時間の配分、労力の配分、仕事の計画
		仕 入	需要の調査、仕入れ先の調査、注文、代金の支払
		販 売	販路の調査、広告宣伝、商品の取扱、物品の輸送
		保 管	図書の保管、物品の保管、たな卸処分
		金 融	預金・貸付・かわせ・投資
	応 接	電 話	電話の受け方・かけ方
		応 対	取次ぎ・紹介、お客様の扱い
		給 仕	お茶の進め方、お使い・食卓給仕

図表10 大項目 経営記帳²⁸

中項目	小項目	技能	技術に関する知識・理解
記 帳	日常取引記入帳簿	1. 現金を受け取ったり支払ったりしたときの記録のしかた 2. 文字や数字の書き方 3. 線の引き方 4. 誤記や誤字のあったときの訂正のしかた 5. 次ページへ続く場合の記入のしかた 6. 品物を受け入れたり引き渡したりしたときの記録のしかた 7. 他人との貸借関係の記入のしかた 8. 仕訳のしかた	1. 帳簿の種類と様式 2. 取引とはどんなことか 3. 勘定とはどんなことか 4. 仕訳とはどんなことか 5. 仕訳帳はどんな役目をもっているか 6. 元帳はどんな役目をもっているか 7. 帳簿の保管と保存

²⁷文部省(1951)『中学校学習指導要領職業・家庭科編（試案）』日本職業指導協会、8-9 頁。

²⁸文部省(1951)『中学校学習指導要領職業・家庭科編（試案）』日本職業指導協会、34-35 頁。

		9. 転記のしかた	
	決 算 諸 表	1. 試算表の作り方 2. たな卸し表の作り方 3. 補助簿の締切り方 4. 仕訳帳の締切り方 5. 元帳の締切り方 6. 損益計算書の作り方 7. 貸借対照表の作り方	1. 決算の目的と順序 2. 試算表に貸借平均の原則がどのように表わされてくるか 3. たな卸しとはどんなことか 4. 減価償却とはどんなことか 5. 損益計算書とはどんなものか 6. 貸借対照表とはどんなものか 7. 事業において経理はどういうにたいせつであるか
	伝 票	1. 伝票の記入のしかた 2. 伝票の整理のしかた	1. 伝票の効用 2. 伝票の種類 3. 伝票と帳簿との関係
	そ の 他	1. 物品管理簿の記入のしかた 2. 労力日記帳の記入のしかた 3. 費用明細表の記入のしかた	1. 物品の分類と管理 2. 労賃の種類と計算のしかた 3. 費用の分類

図表 11 家庭生活・職業生活（第3類）についての社会的、経済的な知識・理解を示す表²⁹

	類	第 3 類			社会的、経済的 知 識・理 解
	単元 項目	文書事務	経営記帳	計算	
第1学年	1. 学校の美化				
	2. 身のまわりのしまつ		・日常取引記入帳簿（こづかい帳）	珠算（加法・減法）	・家庭と保育(1)(2) ・衣食住の計画管理(1)(2)
	3. 家庭生活への協力		・日常取引記入帳簿（家計簿）	珠算（加法・減法）	・家庭生活のあり方(1)(2)(3) ・家族関係(1)(2)(3) ・衣食住の計画管理(5)(6)(7)
	4. 店の手伝い	・通信文（電報文・あいさつ状・メモ） ・取引関係書類（領収書）	・日常取引記入帳簿（現金出納帳・電話のかけ方・うけ方） ・給仕（お使い）	・珠 算 （加減法・乗除法・暗算・歩合算）	・わが国の産業と職業(1)

²⁹文部省(1951)『中学校学習指導要領職業・家庭科編（試案）』日本職業指導協会、100-113頁。

第2学年	1. 店開き	・通信文 (案内文) ・謄写 (謄写印刷)			・わが国の産業と職業 (1)(2)(3)
	2. 仕入れ	取引関係書類 (注文書・郵便 為替・振替貯金)	・日常取引記入帳 簿(仕入帳) ・伝票(仕入れ・ 出金) ・仕入れ(仕入れ 先の調査・注 文・代金の支 払)	・珠算・暗算(加減 乗除法・度量衡算)	・家庭経済(4)(5) わが国の産業と職業 (4)
	3. 販売	通信文(広告 文) ・取引関係書類 (見積書・納品 書・請求書)	・日常取引記入帳 簿(売上帳) ・伝票(売上・入金) ・販売(広告宣伝・ 商品の取り扱い) ・応対(お客様の扱 い)	・珠算・暗算(加減 乗除法・売買計算) ・金銭登録器	・各種産業における 職業人(1)(2)
	4. 店の記帳		・日常取引記入帳 簿(現金出納 帳・仕入帳・仕 入先元帳・売上 帳・得意先元 帳・商品有高帳) ・伝票(入金・出 金・振替・仕入 れ・売上)	・珠算・暗算(加減 乗除法・度量衡算・ 売買計算)	・個性と適職(1)(2) ・各種産業における 職業人(3)(4)
第3学年	1. 商店の経営	・通信文(照会 文) ・謄写(謄写印 刷)	・日常取引記入帳 簿(仕訳帳・元 帳) ・管理(仕事の計 画) ・仕入れ(需要の 調査) ・販売(販路の調 査) ・保険(保険の契 約) ・応対(取次の紹 介)		・家庭経済(1)(2)(3) ・能率と休養(1)(2)(3) ・各種産業における 職業人(1)
	2. 運送と保管	・取引関係書類 (貨物運送状・送 り状・寄託申込 書)	・日常取引記入帳 簿(仕訳帳・総勘 定元帳) ・伝票(入庫・出庫) ・保管(図書の保 管・物品の保 管・物品の輸送)	・珠算(加減乗除 法・度量衡算)	・わが国の産業と職業 (1)(2)(3)(4)
	3. 銀行の利用	・取引関係書類 (小切手・為替 手形・約束手	・日常取引記入帳 簿(現金当座預 金出納帳・仕訳	・珠算・暗算(加減 乗除法・歩合算・ 利息算・貨幣算)	・家庭経済 (1)(2)(3)(4)

		形・借用証書)	帳・総勘定元帳) ・伝票(入金・出 金・振替) ・金融(預金・貸 付・為替)		
	4. 帳簿の整理		・日常取引記入帳 簿(仕訳帳・総 勘定元帳) ・決算諸表(試算 表・損益計算 書・棚卸表・貸 借対照表)	・珠算・暗算(加減 乗除法・歩合算・ 利息算・貨幣算・ 度量衡算)	・各種産業における職業 人(2)
	5. わたくしたちの将来	・履歴書			・各種産業における職業 人(3)(4)(5) ・雇用と職業の安定 (1)(2)(3)(4) ・個性と適職 (1)(2)(3)(4)
選択の時間	1. 記帳 (2珠算 3速記または 英文タイプライティング 4バザーや学校売店の経 営は省略)	主眼—この単元ではいわゆる複式簿記の方法によって、例題の記帳をなし、最後に帳簿の締切から決算表の作成まで行うことができる能力を養うことが主眼である。しかも必修の時間においても、選択の時間においても本学年では記帳に重点を置いていることはすでに述べたことである。このために例題はあらゆる場合のものを選び、また実際生活に即したものを選ぶようにしたい。したがって第1例題、第2例題と継続するものを選び、学習するうちにいつのまにか、生徒がおのずから商店の経営者になって、損益の生ずる原因がどこに存するかなどを探究するような興味をさせたいものである。また資産や負債の内容についても自然に研究するようにしむけたい。決算のしかたについてはじゅうぶんこの単元で理解させることが肝要である。なお第3単元を学習して余剰の時間が生じた場合などは、本単元に振り替えることが最も適当な方法であろう。			

8 まとめ

本節では、主に大正期から昭和初期まで、学校の種類別に、我が国の会計基礎教育がどのようになされていたかについて述べてきた。小学校では、商業地域以外では会計教育は、ほとんどなされていなかったと思われる。中学校では、当初に上級学校への進学目的の学校と性格づけてしまったため、実科中学校以外は行われていなかったと推測される。師範学校では、実務家養成ではなく教員養成という意味を持って行われており、師範学校用の簿記教科書を見る限り、深く入り込んだ授業ではなかったように思われる。商業学校で、会計教育が行われていることは、いうまでもないことであるが、高等商業学校への入試の科目に簿記があったことも会計教育を向上・推進のきっかけになっていたことも忘れてはならないであろう。また戦後間もない頃、新制中学校の職業科目の一つの科目として、会計教育がなされ、教科書も作成されていた。その後「技術・家庭科」の科目になったときに、会計(商業)教育が中学校科目から消えてしまった。その経過を見るに、会計教育を推進するためには、政治的な力も必要とされるであろう。